

(資料編)

# 1 定期監査の実施状況

## (1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：個所、%)

区 分		監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)		
定期 監査	普通 会計	本 庁	67	67	100.0	
		広 域 振 興 局	56	56	100.0	
		広域振興局以外の 出先機関	総 務 部	2	2	100.0
			政 策 地 域 部	1	1	100.0
			環 境 生 活 部	3	3	100.0
			保 健 福 祉 部	17	17	100.0
			商工労働観光部	8	8	100.0
			農 林 水 産 部	22	22	100.0
			県 土 整 備 部	2	2	100.0
			小 計	55	55	100.0
			<b>小 計</b>	<b>178</b>	<b>178</b>	<b>100.0</b>
	他 の執行機関等	本 庁	13	13	100.0	
		出先機関	教 育 委 員 会	87	87	100.0
			公 安 委 員 会	17	17	100.0
		小 計	104	104	100.0	
	<b>小 計</b>	<b>117</b>	<b>117</b>	<b>100.0</b>		
	<b>計</b>		<b>295</b>	<b>295</b>	<b>100.0</b>	
	企 業 会 計	医 療 局	本 庁	1	1	100.0
			病 院	26	26	100.0
		企 業 局	1	1	100.0	
<b>計</b>		<b>28</b>	<b>28</b>	<b>100.0</b>		
<b>合 計</b>		<b>323</b>	<b>323</b>	<b>100.0</b>		
(参考) 平成27年度の状況		(324)	(324)	(100.0)		

(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表

ア 普通会計

監査対象機関	本 庁													広域振興局							広域振興局以外の出先機関等										合計	(参考) 平成27年 度の状況																
	知事部局						他の執行機関等							本 庁 計	他 の 執 行 機 関 等 計	総務部	経営企画部・地域振興センター	保健福祉環境部・センター	農政部	林務部	農林部・振興センター	水産部・振興センター	土木部・センター	広域振興局計	総務部	政策地域部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部			県土整備部	教育委員会	県立学校	公安委員会	警察署	教育委員会計	公安委員会									
	秘書広報室	総務部	政策地域部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部	県土整備部	復興局	国体・障がい者スポーツ大会局	出納局	知事部局計	議会事務局																											教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	人事委員会事務局	監査委員会事務局	公安委員会	警察本部	労働委員会事務局	取用委員会事務局	海区漁業調整委員会事務局
1 予算経理一般													0																							0	0	0										
2 収入事務		2			1								3																							3	3	15										
3 支出事務	1				4								7	1																						8	2	34										
4 契約事務						1	2						3	1																						5	1	6										
5 工事の執行						1	1						2																							2	1	3										
6 補助金事務					1	1							2																							2	0	3										
7 財産管理			1										1	1																						2	3	7										
8 行政事務の執行													0																							0	1	2										
計	1	2	1	0	6	3	3	1	1	0	0	18	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	22	2	2	1	1	0	1	0	7	14	0	0	0	1	2	7	0	1	23	24	0	34	70	71

イ 企業会計

監査対象機関	医療局			企 業 局	合計	(参考) 平成27年度の 状況
	本 庁	県 立 病 院	医 療 局 計			
1 予算経理一般			0	0	0	0
2 収入事務	1	1	1	1	2	2
3 支出事務			0	0	0	1
4 契約事務			0	0	0	1
5 工事の執行			0	0	0	0
6 補助金事務			0	0	0	0
7 財産管理			0	0	0	0
8 行政事務の執行			0	0	0	0
計	0	1	1	1	2	4

ア+イ 合計

普通会計	企業会計	合計	(参考) 平成27年度の 状況
0	0	0	0
15	2	17	16
34	0	34	37
6	0	6	5
3	0	3	0
3	0	3	1
7	0	7	10
2	0	2	6
70	2	72	75

※ 指摘とは、監査指摘基準(平成18年2月27日制定)別表第1又は別表第2の区分に該当するもので、「留意改善を要する事項」として報告及び公表したものである。

**(3) 監査指摘基準別 指摘件数（別表第1 財務監査）**

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
1	予算経理一般	0	<b>0.0%</b>
(1)	予算経理関係の帳票の整理状況は適正か	0	0.0%
(1)	帳票の整理状況の不適當	0	
(1)	(1) (帳票の備付けがないもの)	0	
(2)	(2) (記録整理が不備なもの)	0	
(2)	予算の配当又は令達は適正か	0	0.0%
(1)	予算の配当又は令達の額の不適當	0	
(1)	(1) (予算の配当又は令達の額が不適當なもの)	0	
(2)	予算の配当又は令達の時期の不適當	0	
(2)	(2) (予算の配当又は令達の時期が遅れているもの)	0	
(3)	予算の執行は適正か	0	0.0%
(1)	予算の執行の不適當	0	
(1)	(1) (予算の目的に反して執行しているもの)	0	
(4)	予算の流用又は予備費の充用は適正か	0	0.0%
(1)	予算の流用又は予備費の充用の不適當	0	
(1)	(1) (予算流用又は予備費充用の科目、金額、時期又は理由が不適當なもの)	0	
(5)	予算の繰越しは適正か	0	0.0%
(1)	予算の繰越しの不適當	0	
(1)	(1) (繰越しの額又は理由が不適當なもの)	0	
(6)	その他予算経理に関し不適當なものはないか	0	0.0%
(1)	その他予算経理の不適當	0	

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
<b>2 収入事務</b>		<b>17</b>	<b>24.3%</b>
(1) 調定は適正か		16	22.9%
(1) 調定の不適當		16	(22.9%)
(1) (調定を行っていないもの)		3	(4.3%)
(2) (調定が遅れているもの)		5	(7.1%)
(3) (減免措置等が不適當なもの)		0	
(4) (納入義務者を誤っているもの)		0	
(5) (調定金額を誤っているもの)		5	(7.1%)
(6) (所属年度又は歳入科目を誤っているもの)		3	(4.3%)
(7) (納期限が不適當なもの)		0	
(2) 納入の通知は適正か		0	0.0%
(1) 納税又は納入の通知の不適當		0	
(1) (納税又は納入の通知をしていないもの)		0	
(2) (納税又は納入の通知が遅れているもの)		0	
(3) (納税又は納入の通知の額等を誤っているもの)		0	
(3) 収納は適正か		0	0.0%
(1) 収納の不適當		0	(0.0%)
(1) (収納方法を誤っているもの)		0	(0.0%)
(2) (収納額を誤っているもの)		0	
(4) 現金、有価証券、収入証紙等の取扱いは適正か		1	1.4%
(1) 現金收受の不適當		0	
(1) (権限のない者が現金を收受しているもの)		0	
(2) (直接収納に係る収納金の取扱いが不適當なもの)		0	
(2) 収入証紙の取扱いの不適當		0	(0.0%)
(1) (収入証紙の消印がないもの)		0	
(2) (収入証紙収納額を誤っているもの)		0	
(3) (収入証紙収納額の報告を誤っているもの)		0	(0.0%)
(3) 過誤納金の還付手続の不適當		1	
(1) (過誤納金の還付手続を行っていないもの)		0	
(2) (過誤納金の還付手続が遅れているもの)		1	
(4) 歳入歳出外現金の取扱いの不適當		0	
(1) 歳入歳出外現金の取扱いを誤っているもの		0	
(5) 現金、有価証券の保管又は取扱いの不適當		0	(0.0%)
(1) (現金、有価証券の保管又は取扱いが不適當なもの)		0	(0.0%)
(5) その他収入事務に関し不適當なものはないか		0	0.0%
(1) その他収入事務の不適當		0	

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
<b>3 支出事務</b>		<b>34</b>	<b>48.6%</b>
(1) 支出負担行為は適正か		2	2.9%
(1) 支出負担行為の不適當		2	(2.9%)
(1) (支出負担行為として整理する時期が不適當なもの)		2	(2.9%)
(2) (予算のない支出負担行為を行っているもの)		0	
(3) (支出負担行為額を誤っているもの)		0	
(4) (支出負担行為の内容が不適當又は不明確なもの)		0	
(2) 支出命令は適正か		29	41.4%
(1) 支出命令の不適當		29	(41.4%)
(1) (支払を行っていないもの)		2	
(2) (支払が遅れているもの)		14	(20.0%)
(3) (所属年度又は歳出科目を誤っているもの)		0	(0.0%)
(4) (債権者を誤っているもの)		0	
(5) (支出金額を誤っているもの)		3	(4.3%)
(6) (二重払をしているもの)		2	
(7) (報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの)		8	(11.4%)
(2) 債務の確定の確認書類等の不適當		0	
(1) (規則、要綱等に定める書類等を作成、添付していないもの)		0	
(3) 資金前渡金、概算払、前金払等の経理は適正か		3	4.3%
(1) 資金前渡金の経理の不適當		3	(4.3%)
(1) (資金前渡金の保管が不適當なもの)		0	
(2) (資金前渡精算書の提出が遅れているもの)		3	(4.3%)
(2) 概算払経理の不適當		0	(0.0%)
(1) (精算を行っていないもの)		0	(0.0%)
(2) (対象とならない経費について概算払をしているもの)		0	
(3) (概算払の時期が不適當なもの)		0	
(3) 前金払経理の不適當		0	
(1) (前金払に必要な書類を徴していないもの)		0	
(2) (前金払の根拠がないもの又は対象とならない経費について前金払をしているもの)		0	
(4) 部分払経理の不適當		0	
(1) (部分払の上限額を超えているもの)		0	
(2) (出来高の確認を行っていないもの又は不十分なもの)		0	
(4) その他支出事務に関し不適當なものはないか		0	0.0%
(1) その他支出事務の不適當		0	(0.0%)

監査の項目及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
<b>4 契約事務</b>		<b>6</b>	<b>8.6%</b>
(1) 契約方法は適正か		3	4.3%
(1) 契約方法の不適當		0	
(1) (契約方法の理由を付していないもの)		0	
(2) (指名競争入札又は随意契約の要件に該当しないもの)		0	
(3) (相手方選定の理由がないもの又は不明確なもの)		0	
(2) 予定価格の不適當		0	(0.0%)
(1) (予定価格を定めていないもの)		0	
(2) (予定価格が予算額を超えているもの)		0	
(3) (算定根拠が不明確なもの)		0	
(4) (積算を誤っているもの)		0	(0.0%)
(3) 落札人決定等の不適當		0	
(1) (落札人の決定を誤っているもの)		0	
(2) (随意契約において理由もなく予定価格を超えた金額で契約しているもの)		0	
(4) 入札保証金又は契約保証金の不適當		3	(4.3%)
(1) (入札保証金又は契約保証金を理由もなく免除しているもの)		1	
(2) (入札保証金又は契約保証金の徴収額を誤っているもの)		1	(1.4%)
(3) (入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適當なもの)		1	(1.4%)
(5) 契約保証人等の不適當		0	
(1) (契約保証人の必要な契約に契約保証人を選定していないもの)		0	
(2) (契約保証人の選定が不適當なもの)		0	
(3) (履行保証契約が不適當なもの)		0	
(6) 変更契約の不適當		0	
(1) (変更契約の理由又は時期が不適當なもの)		0	
(2) 契約書の形式等は適正か		0	0.0%
(1) 契約書作成の不適當		0	
(1) (規則、要綱等に定める様式により作成していないもの)		0	
(2) (約定、契約当事者、代表者、代理人等の表示が不適當なもの)		0	
(3) (代理人の代理関係を証する書面がないもの)		0	
(3) 契約内容は適正か		0	0.0%
(1) 契約内容の不適當		0	
(1) (契約の目的、規格、数量、価格、条件等契約内容が不明確なもの)		0	
(4) 債務の履行確認は適正か		2	2.9%
(1) 債務の履行確認の不適當		2	
(1) (成果品の引渡しを受けていないもの)		0	
(2) (債務の履行確認を行っていないもの)		0	
(3) (債務の履行確認が不十分なもの)		2	
(5) その他契約事務に関し不適當なものはないか		1	1.4%
(1) その他契約事務の不適當		1	(1.4%)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
5	工事の執行	3	<b>4.3%</b>
(1)	設計、積算、工期の設定等は適正か	0	0.0%
(1)	設計、積算、工期の設定等の不適當	0	
(1)	(設計の内容が誤っているもの又は不適當なもの)	0	
(2)	(積算額を誤っているもの)	0	
(3)	(工期の設定が不適當なもの)	0	
(4)	(工事変更の理由又は時期が不適當なもの)	0	
(2)	工事の管理は適正か	0	0.0%
(1)	工事の執行管理の不適當	0	
(1)	(工事施工計画が不適當なもの)	0	
(2)	(工事日報、月報等の諸報告、関係法規の遵守状況等が不適當なもの)	0	
(3)	(材料試験等の実施状況が不適當なもの)	0	
(4)	(関連工事との調整が不適當なもの)	0	
(5)	(監督員の現場管理が不十分なもの)	0	
(2)	検査の不適當	0	
(1)	(検査員、立会人又は監督員の選任が不適當なもの)	0	
(2)	(検査を行っていないもの)	0	
(3)	(検査の内容、時期、方法等が不適當なもの)	0	
(4)	(施工不良のもの)	0	
(3)	その他工事の執行に関し不適當なものはないか	3	4.3%
(1)	その他工事の執行の不適當	3	



監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
6	補助金事務	3	<b>4.3%</b>
(1)	交付決定等は適正か	1	1.4%
(1)	交付決定等の不適當	1	
(1)	(補助事業の内容が要綱、要領等に反しているもの)	0	
(2)	(交付申請書が要綱、要領等に定める様式により作成されていないもの又は添付書類が不備なもの)	0	
(3)	(補助対象経費の範囲又は算定を誤っているもの)	0	
(4)	(交付決定額を誤っているもの)	0	
(5)	(交付の条件が不適當なもの)	0	
(6)	(交付決定が遅れているもの)	1	
(2)	完了確認は適正か	1	1.4%
(1)	完了確認の不適當	1	(1.4%)
(1)	(実績報告書を徴していないもの)	0	
(2)	(完了確認を行っていないもの)	0	
(3)	(完了確認が不十分なもの)	1	
(4)	(完了確認が遅れているもの)	0	(0.0%)
(3)	その他補助金事務に関し不適當なものはないか	1	1.4%
(1)	その他補助金事務の不適當	1	

監査の項目及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
<b>7 財産管理</b>		<b>7</b>	<b>10.0%</b>
(1) 公有財産（準用財産を含む）の管理は適正か		3	4.3%
(1) 財産の取得、管理又は処分の不適當		0	
(1) (財産評価審議会の審議を要するものについて審議に付していないもの)		0	
(2) (所定の要件に該当しない財産の無償又は時価より低い価格での譲渡、貸付け等を行っているもの)		0	
(3) (行政財産を無許可で使用させているもの又は許可の条件に違反しているもの)		0	
(4) (行政財産の使用許可が不適當なもの)		0	
(5) (普通財産を契約等を行わずに使用させているもの又は貸付けの条件に違反しているもの)		0	
(6) (普通財産の貸付けが不適當なもの)		0	
(7) (隣地との境界が不明確なもの)		0	
(2) 財産管理事務処理の不適當		3	(4.3%)
(1) (財産の取得、処分等の報告が不適當なもの)		2	
(2) (事故報告を行っていないもの)		0	
(3) (財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの)		1	(1.4%)
(4) (特別の理由がなく登記が遅れているもの)		0	
(5) (所管換え、分掌換え等の手続が不適當なもの)		0	
(6) (行政財産の用途廃止又は普通財産の処分の手続が不適當なもの)		0	
(2) 物品の管理は適正か		4	5.7%
(1) 物品の取得、管理又は処分の不適當		4	(5.7%)
(1) (物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの)		2	(2.9%)
(2) (物品検収が不適當なもの)		0	
(3) (帳簿残高と現物が一致しないもの)		1	
(4) (物品分類の整理が不適當なもの)		0	
(5) (物品の保管方法が不適當なもの)		1	
(6) (占有動産の管理が不適當なもの)		0	
(7) (借受物品の管理が不適當なもの)		0	
(8) (物品出納に関する帳票整理が不適當なもの)		0	
(3) 債権の管理は適正か		0	0.0%
(1) 債権の管理の不適當		0	(0.0%)
(1) (債権（履行期限未到来分）現在額の報告を誤っているもの)		0	
(2) (債権管理簿に記載していないもの)		0	
(3) (督促状の発付が不適當なもの)		0	
(4) (債権保全手続が不適當なもの)		0	(0.0%)
(5) (債権の徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除手続が不適當なもの)		0	
(6) (差押え後、放置しているもの)		0	
(7) (収入未済に対する徴収努力が不足しているもの)		0	
(2) 不納欠損事務処理の不適當		0	(0.0%)
(1) (適切な処理を怠ったことにより不納欠損に至ったもの)		0	
(2) (時効により消滅した債権について不納欠損処理を怠っているもの)		0	(0.0%)
(4) 基金の管理は適正か		0	0.0%
(1) 基金の管理の不適當		0	
(1) (法令、条例、規則等に違反して運用しているもの)		0	
(2) (基金から生じた収益の処理が不適當なもの)		0	
(3) (基金台帳等の記録整理が不適當なもの)		0	
(5) その他財産管理に関し不適當なものはないか		0	0.0%
(1) その他財産管理の不適當		0	
合 計		70	

(4) 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	
1	行政事務の執行	2	100.0%
	(1) 事務事業の執行は適正かつ合理的か	0	0.0%
	(1) 事務事業の執行の不適當	0	(0.0%)
	(1) (法令、条例、規則等に違反しているもの)	0	(0.0%)
	(2) (運営方法又は手続に適切さを欠いているもの)	0	
	(3) (決裁権限を誤っているもの)	0	
	(4) (目的を逸脱して実施しているもの)	0	
	(5) (計画的に執行していないもの)	0	
	(6) (経済的に執行していないもの)	0	
	(7) (効率的に執行していないもの)	0	
	(8) (成果が認められないもの)	0	
	(9) (社会経済情勢に適合していないもの)	0	
	(2) 執行管理体制は適正かつ合理的か	2	100.0%
	(1) 執行管理体制の不適當	2	(100.0%)
	(1) (法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	1	(50.0%)
	(2) (執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	1	(50.0%)
	(3) (職員の服務管理が不適當なもの)	0	
	(3) 許認可事務は適正か	0	0.0%
	(1) 許認可事務の不適當	0	
	(1) (法令、条例、規則等に違反し、適正に処理していないもの)	0	
	(2) (記録整理が不備なもの)	0	
	(3) (処理日数が不適當なもの)	0	
	(4) 文書管理事務は適正か	0	0.0%
	(1) 文書管理事務の不適當	0	
	(1) (文書の整理、保管等が不適當なもの)	0	
	(5) その他行政事務の執行に関し不適當又は不合理なものはないか	0	0.0%
	(1) その他行政事務の執行の不適當	0	
	合 計	2	

## 2 定期監査の結果

監査の結果はおおむね良好と認められる。なお、留意改善を要する事項（「指摘」）は次のとおり。

### (1) 「指摘」の内容

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号	監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分			
1	財務 2	1	1	1	収入事務	調定の不適当	調定を行っていないもの	県営住宅入居敷金の徴収に当たり、減額調定をしていないものが2件、106,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局 土木部	指摘
1	財務 2	1	1	1	収入事務	調定の不適当	調定を行っていないもの	動物の売払いに当たり、調定を行っていないものが1件、43,420円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡農業高等学校	指摘
1	財務 2	1	1	1	収入事務	調定の不適当	調定を行っていないもの	生産物の売払に当たり、調定を行っていないものが1件、31,716円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立千厩高等学校	指摘
1	財務 2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	駐車場利用料及び公舎料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが11件、81,990円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局 経営企画部宮古地域振興センター	指摘
1	財務 2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	使用料等の徴収に当たり、債権確定後相当期間遅れて調定しているものが3件、961,304円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項があったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	県南広域振興局 土木部一関土木センター	指摘
1	財務 2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	固定資産使用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが7件、220,512円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	企業局	指摘
1	財務 2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、3,746,735円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県農業研究センター	指摘
1	財務 2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	行政財産貸付料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、132,840円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県立宮古高等技術専門学校	指摘
1	財務 2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	道路占用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局 土木部花巻土木センター	指摘
1	財務 2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	公舎料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが2件、55,594円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立二戸病院	指摘
1	財務 2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	諸収入の調定に当たり、調定すべき金額より少なく調定しているものが1件、514,702円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	総務部総務務センター	指摘
1	財務 2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	行政財産使用料及び行政財産貸付料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが79件、83,891円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立二戸高等看護学院	指摘
1	財務 2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	授業料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが1件、32,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立杜陵高等学校	指摘
1	財務 2	1	1	6	収入事務	調定の不適当	所属年度又は歳入科目を誤っているもの	不用品物売払代金の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、15,021,504円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県北広域振興局 農政部	指摘
1	財務 2	1	1	6	収入事務	調定の不適当	所属年度又は歳入科目を誤っているもの	行政財産貸付料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが13件、526,107円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部保健福祉企画室	指摘
1	財務 2	1	1	6	収入事務	調定の不適当	所属年度又は歳入科目を誤っているもの	諸収入の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが4件、113,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立大船渡東高等学校	指摘
1	財務 2	4	3	2	収入事務	過誤納金の還付手続の不不適当	過誤納金の還付手続が遅れているもの	公舎料の還付に当たり、還付事由発生後相当期間経過してから還付しているものが33件、71,432円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	総務部総務室	指摘
1	財務 3	1	1	1	支出事務	支出負担行為の不不適当	支出負担行為として整理する時期が不適当なもの	需用費の支出に当たり、債務確定後著しく経過してから支出しているものが2件、102,375円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局 総務部	指摘
1	財務 3	1	1	1	支出事務	支出負担行為の不不適当	支出負担行為として整理する時期が不適当なもの	報償費及び旅費の支出に当たり、事業完了後相当期間経過してから支出負担行為を行っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部長寿社会課	指摘
1	財務 3	2	1	1	支出事務	支出命令の不不適当	支払を行っていないもの	赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、30,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部医療政策室	指摘
1	財務 3	2	1	1	支出事務	支出命令の不不適当	支払を行っていないもの	特殊勤務手当及び旅費の支給に当たり、支給していないものが3件、355,110円、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、21,250円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、他会計の事務処理との連携が不十分と認められることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、再発防止に努められたい。	岩手県立一関第一高等学校	指摘

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号				監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分
	3	2	1	2						
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	使用料及び賃借料の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、10,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県土整備部港湾課	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	赴任旅費の支給に当たり、旅行完結確認後著しく遅れて支給しているものが2件、103,710円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	県南広域振興局 土木部花巻土木センター	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	報酬及び旅費の支給に当たり、債務確定後相当期間経過してから支給しているものが2件、38,955円あったので適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	委託料の支出に当たり、完了確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、4,698,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	沿岸広域振興局 土木部宮古土木センター	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	報償費の支出に当たり、履行確認後著しく遅れて支出しているものが3件、131,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改善を図るなど、再発防止に努められたい。	沿岸広域振興局 経営企画部	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	交付金の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件47,806,572円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局 県税部花巻県税センター	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県教育委員会 事務局学校教育室	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	支出事務の執行に当たり、事業完了後著しく遅れて支出しているものが多数あったので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部健康 国保課	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	需用費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、314,928円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	復興局	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、12,343円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	秘書広報室秘書課	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが4件、89,735円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県農業研究センター畜産研究所	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	社会保険料の支出に当たり、相当期間経過してから支出しているものが2件、1,273,276円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	宮古教育事務所	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが10件、50,875円、支給すべき金額より多く支給しているものが3件、14,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立水沢工業高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不 適 当 支払が遅れているもの	扶助費の支出に当たり、相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立花巻清風支援学校	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不 適 当 支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、35,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県立一関第二高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不 適 当 支出金額を誤っているもの	扶助費の支出に当たり、支出すべき金額より多く支出しているものが1件、70,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡工業高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不 適 当 支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、32,273円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県産業技術短期大学校	指摘
1	財務	3	2	1	6	支出事務	支出命令の不 適 当 二重払をしているもの	需用費の支出に当たり、二重に処理しているものが1件、865,782円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県北広域振興局 土木部二戸土木センター	指摘

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号			監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分	
1	財務	3	2	1	6	支出事務	支出命令の不 適当	二重払をしているもの 需用費の支出に当たり、二重払をしているものが1件、36,450円あつた ので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県農業研究セ ンター畜産研究所	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの 扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支 給しているものが2件、164,960円あつたので、適正な事務の執行に努め られたい。	岩手県立金石商 工高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの 扶養手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件、26,000円あつたので適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、指摘事項であつたにもかかわらず、改善が 認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠つたことに起因す ると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど再発 防止に努められたい。	岩手県立前沢明 峰支援学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの 期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件、100,434円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立宮古高 等学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの 期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給 しているものが2件、116,938円あつたので、適正な事務の執行に努めら れたい。	岩手県立青松支 援学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの 通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件、97,750円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立視覚支 援学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの 通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件、207,200円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立一関第 二高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの 勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給しているものが 3件、204,802円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、 改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠つたことに 起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るな ど、再発防止に努められたい。	岩手県立花巻清 風支援学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの 住居手当及び通勤手当の支給に当たり、少なく支給しているものが2 件、30,400円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立不来方 高等学校	指摘
1	財務	3	3	1	2	支出事務	資金前渡金の経 理の不適當	資金前渡精算書の提 出が遅れているもの 資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものが 5件、29,000円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部保健 福祉企画室	指摘
1	財務	3	3	1	2	支出事務	資金前渡金の経 理の不適當	資金前渡精算書の提 出が遅れているもの 資金前渡金の精算に当たり、支払完了後相当期間経過してから資金 前渡精算書を会計管理者等に提示していたものが1件、14,715円あつた ので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立種市高 等学校	指摘
1	財務	3	3	1	2	支出事務	資金前渡金の経 理の不適當	資金前渡精算書の提 出が遅れているもの 資金前渡金の精算に当たり、支払完了後相当期間経過してから資金 前渡精算書を会計管理者等に提示していたものが2件、16,009円あつた ので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県内水面水 産技術センター	指摘
1	財務	4	1	4	1	契約事務	入札保証金又は 契約保証金の不 適当	入札保証金又は契約 保証金を理由もなく免 除しているもの 委託業務の契約に当たり、契約保証金を免除することができないにも かわらず、免除していたものが1件あつたので、適正な事務の執行に 努められたい。	岩手県警察本部	指摘
1	財務	4	1	4	2	契約事務	入札保証金又は 契約保証金の不 適当	入札保証金又は契約 保証金の徴収額を誤つ ているもの 県営建設工事の契約に当たり、契約保証金の金額を誤っているものが あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立花巻北 高等学校	指摘
1	財務	4	1	4	3	契約事務	入札保証金又は 契約保証金の不 適当	入札保証金又は契約 保証金に係る事務処理 が不適当なもの 県営建設工事の契約に当たり、契約保証金に係る事務処理が不適当 なものあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	商工労働観光部 観光課	指摘
1	財務	4	4	1	3	契約事務	債務の履行確認 の不適當	債務の履行確認が不 十分なもの 委託業務の執行に当たり、完了確認が不十分なものあつたので、適 正な事務の執行に努められたい。	農林水産部流通 課	指摘
1	財務	4	4	1	3	契約事務	債務の履行確認 の不適當	債務の履行確認が不 十分なもの 委託契約の実施に当たり、完了確認の方法及び時期等が不適当なもの あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県教育委員 会事務局生涯学 習文化課	指摘
1	財務	4	5	1		契約事務	その他契約事務 の不適當	その他契約事務の 不適當 委託業務の執行に当たり、契約を締結しないで業務を行わせていたも のが1件、36,199,000円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	農林水産部畜産 課	指摘
1	財務	5	3	1		工事の執行	その他工事の執 行の不適當	その他工事の執行 の不適當 工事の執行に当たり、変更契約の内容及び時期が不適当なものあつた ので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局 土木部大船渡土 木センター	指摘
1	財務	5	3	1		工事の執行	その他工事の執 行の不適當	その他工事の執行 の不適當 工事の執行に当たり、設計内容が誤っているもの及び完了検査の方 法等が不適当なものあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	農林水産部水産 振興課	指摘
1	財務	5	3	1		工事の執行	その他工事の執 行の不適當	その他工事の執行 の不適當 県営建設工事の契約に当たり、工期等の設計内容が不適当なものあ つたので、適正な事務の執行に努められたい。	商工労働観光部 観光課	指摘
1	財務	6	1	1	6	補助金事務	交付決定等の不 適当	交付決定が遅れている もの 補助金の交付に当たり、補助金交付申請書受理後相当期間経過して から交付決定しているものがあつたので、適正な事務の執行に努められ たい。	商工労働観光部 観光課	指摘
1	財務	6	2	1	3	補助金事務	完了確認の不 適当	完了確認が不十分なもの 補助金の執行に当たり、完了確認が不十分なものあつたので、適正 な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局 農政部花巻農林 振興センター	指摘

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号			監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分		
1	財務	6	3	1	補助金事務	その他補助金事務の不適当	補助金事務の執行に当たり、補助事業の完了後に交付決定をしているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部地域福祉課	指摘		
1	財務	7	1	2	1	財産管理	物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	立木の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡第四高等学校	指摘	
1	財務	7	1	2	1	財産管理	財産管理事務処理の不適当	工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立不來方高等学校	指摘	
1	財務	7	1	2	3	財産管理	財産管理事務処理の不適当	財産の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	政策地域部政策推進室	指摘	
1	財務	7	2	1	1	財産管理	物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	物品の管理に当たり、重要物品管理表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であつたにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県内水面水産技術センター	指摘	
1	財務	7	2	1	1	財産管理	物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、注意事項であつたにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県農業研究センター	指摘	
1	財務	7	2	1	3	財産管理	物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課	指摘	
1	財務	7	2	1	5	財産管理	物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	劇物の管理に当たり、毒物劇物管理簿等による在庫管理が行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、同様の事例について注意したにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県立盛岡工業高等学校	指摘	
2	行政	1	2	1	1	行政事務の執行	執行管理体制の不適当	法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの	私用車使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	二戸農業改良普及センター	指摘
2	行政	1	2	1	2	行政事務の執行	執行管理体制の不適当	執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたものが又は及ぼす可能性が大きいもの	学校徴収金等の取扱いに当たり、相当期間経過してから精算処理しているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立宮古高等学校	指摘

<b>指摘</b>	<b>72</b>
-----------	-----------









監 査 対 象 機 関 名	本 監 査 年 月 日	担 当 監 査 委 員		県 報		監 査 対 象 年 度		監 査 の 結 果 (指 摘 件 数)									
				登 載	番 号	始 期	終 期	予 算	取 入	支 出	契 約	工 事	補 助	財 産	行 政		
				年 月 日				経 理	事 務	事 務	事 務	執 行	金	管 理	事 務		
岩手県二戸警察署	平成28年12月9日	高橋元	吉田政司	2月7日	5	平成27年度	平成28年度										
医療局	平成28年7月28日	高橋元 嵯峨 彦 朗	吉田政司 工藤洋子	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立中央病院	平成28年7月8日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター	平成28年7月8日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	平成28年7月12日	高橋元	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	平成27年7月10日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立大船渡病院	平成28年7月13日	高橋元	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	平成28年7月13日	高橋元	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立釜石病院	平成28年7月12日	高橋元	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立宮古病院	平成28年7月7日	高橋元	工藤洋子	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立胆沢病院	平成28年7月8日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立磐井病院	平成28年7月7日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	平成28年7月7日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立遠野病院	平成28年7月12日	高橋元	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立高田病院	平成29年1月24日	嵯峨 彦 朗	工藤洋子	3月3日	11	平成27年度	平成28年度										
岩手県立久慈病院	平成28年7月7日	高橋元	工藤洋子	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立江刺病院	平成29年1月24日	吉田政司	-	3月3日	11	平成27年度	平成28年度										
岩手県立千厩病院	平成28年7月7日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立中部病院	平成28年7月8日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立二戸病院	平成28年7月8日	高橋元	工藤洋子	9月6日	40	平成27年度					1						
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	平成28年7月8日	高橋元	工藤洋子	9月6日	40	平成27年度											
岩手県立一戸病院	平成28年12月9日	高橋元	吉田政司	2月7日	5	平成27年度	平成28年度										
岩手県立大槌病院	平成29年1月31日	吉田政司	-	3月3日	11	平成27年度	平成28年度										
岩手県立山田病院	平成28年12月21日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	2月7日	5	平成27年度	平成28年度										
岩手県立軽米病院	平成28年12月8日	嵯峨 彦 朗	工藤洋子	2月7日	5	平成27年度	平成28年度										
岩手県立大東病院	平成29年1月11日	吉田政司	-	3月3日	11	平成27年度	平成28年度										
岩手県立東和病院	平成29年1月31日	高橋元	工藤洋子	3月3日	11	平成27年度	平成28年度										
岩手県立南光病院	平成28年7月7日	嵯峨 彦 朗	吉田政司	9月6日	40	平成27年度											
企業局	平成27年7月27日	高橋元 嵯峨 彦 朗	吉田政司 工藤洋子	9月6日	40	平成27年度					1						

### 3 随時監査の結果

平成28年度において、随時監査は実施しなかった。

#### 4 財政的援助団体等監査の結果

##### (1)「指摘」の内容

①監査の結果はおおむね良好と認められる。なお、留意改善を要する事項（「指摘」）は次のとおり。

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号	監査項目	指摘項目	内容	指摘事項	監査対象機関	区分
1	財務 7 1 2 3	財産管理	財産管理事務 処理の不適当	財産台帳、財産管理簿 又は財産管理副簿を整理 していないもの	財産の管理に当たり、固定資産台帳を整理して いないものが3件あったので、適正な事務の執行 に努められたい。	地方独立行政 法人岩手県工 業技術セン ター	指摘
1	財務 3 2 1 3	支出事務	支出命令の不 適当	所属年度又は歳出科目 を誤っているもの	給与改定差額の会計処理に当たり、会計年度を 誤っていたので、適正な事務の執行に努められたい。	社会福祉法人 岩手県社会福 祉事業団	指摘

②留意改善を要する事項（「指摘」）は次のとおり。

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号	監査項目	指摘項目	内容	指摘事項	監査対象機関	区分
1	財務 7 4 1 1	財産管理	基金の管理の 不適当	法令、条例、規則等に 違反して運用している もの	基本財産等の運用に当たり、資産運用規程に定 める債券等の保有割合の制限を超えているものが あったので、適正な事務の執行に努められたい。 また、資産の一部に評価損失が発生していること から、対応策について検討されたい。 なお、適切なリスク管理の観点から、資産運用 規程の精査・見直し等について検討されたい。	公益財団法人 ふるさといわ て定住財団	指摘

##### (2)監査台帳（抜粋）

監査対象機関	出資（出捐）	財政的援助団体 又は 債務保証団体			指定 管理 者	本監査 年月日	担当監査委員		県 報		監査対象年度	摘要
		補助	貸付	損失 補償 等			掲載年月日	番号				
岩手県交通 株式会社	◎				◎	平成28年10月28日	高橋 元 工藤 洋子	28.12.6	50	平成27年度	政策地域部	
株式会社NTTファシリティーズ・株式会 社東北博報堂・鹿島建物総合管理株式会 社・岩手県ビル管理事業協同組合グループ					◎	平成28年10月28日	嵯峨 志朗 吉田 政司	28.12.6	50	平成27年度	環境生活部	
岩手ビルサービス株式会社・セントラルス ポーツ株式会社・陽光ビルサービス株式 社グループ					◎	平成28年10月28日	嵯峨 志朗 吉田 政司	28.12.6	50	平成27年度	環境生活部	
岩手県ビル管理事業協同組合・株式会社J TB東北共同事業体					◎	平成28年10月28日	高橋 元 工藤 洋子	28.12.6	50	平成27年度	商工労働観光部	
公益財団法人 岩手県観光協会	◎	○				平成28年10月28日	高橋 元 工藤 洋子	28.12.6	50	平成27年度	商工労働観光部	
KO I W A I					◎	平成28年10月28日	嵯峨 志朗 吉田 政司	28.12.6	50	平成27年度	農林水産部 県土整備部	
一般社団法人 岩手県畜産協会	◎					平成28年10月28日	嵯峨 志朗 吉田 政司	28.12.6	50	平成27年度	農林水産部	
公益社団法人 岩手県農業公社	◎	○	○			平成28年10月28日	高橋 元 工藤 洋子	28.12.6	50	平成27年度	農林水産部	
一般財団法人 岩手県建築住宅センター					◎	平成28年10月28日	嵯峨 志朗 吉田 政司	28.12.6	50	平成27年度	県土整備部	
岩手県土地開発公社	◎					平成28年10月28日	高橋 元 工藤 洋子	28.12.6	50	平成27年度	復興局	
公益財団法人 ふるさといわて定住財団	◎					平成28年12月5日	高橋 元 吉田 政司	29.1.13	4	平成27年度	商工労働観光部	
地方独立行政法人 岩手県工業技術セン ター	◎	○				平成28年12月5日	高橋 元 吉田 政司	29.1.13	3	平成27年度	商工労働観光部	
公益財団法人 岩手県漁業担い手育成基金	◎					平成28年12月5日	高橋 元 吉田 政司	29.1.13	3	平成27年度	農林水産部	
公益財団法人 岩手県暴力団追放推進セン ター	◎					平成28年12月5日	高橋 元 吉田 政司	29.1.13	3	平成27年度	警察本部	
一般財団法人 クリーンいわて事業団	◎		○			平成29年1月10日	工藤 洋子 -	29.2.7	8	平成27年度	環境生活部	
社会福祉法人 大洋会					◎	平成29年1月11日	工藤 洋子 -	29.2.7	8	平成27年度	保健福祉部	
公益社団法人 岩手県農産物改良種苗セン ター	◎					平成29年1月10日	工藤 洋子 -	29.2.7	8	平成27年度	農林水産部	
公益財団法人 岩手県生物工学研究センター	◎					平成29年1月10日	工藤 洋子 -	29.2.7	8	平成27年度	農林水産部	
公益財団法人 岩手育英奨学会	◎					平成29年1月10日	工藤 洋子 -	29.2.7	8	平成27年度	教育委員会	
社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団	◎	○		○		平成29年2月15日	嵯峨 志朗 吉田 政司	29.3.3	15	平成27年度	保健福祉部	
公益財団法人 岩手県林業労働対策基金	◎					平成29年2月15日	高橋 元 工藤 洋子	29.3.3	15	平成27年度	農林水産部	
希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行 委員会		◎				平成29年2月15日	嵯峨 志朗 吉田 政司	29.3.3	15	平成27年度	国体・障がい者 スポーツ大会局	
公益財団法人 岩手県スポーツ振興事業団	◎			○		平成29年2月14日	高橋 元 吉田 政司	29.3.3	15	平成27年度	商工労働観光部 県土整備部 教育委員会	

## 5 行政監査（特定テーマ）の結果

### (1) 公の施設の指定管理者制度について

#### I 行政監査の概要

##### 1 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度について」

##### 2 監査の目的

平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理において、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、「指定管理者制度」が創設された。

これにより、以前は、地方公共団体の直営以外では、他の地方公共団体、公共的団体及び出資法人への管理委託しか認められていなかったものが、本制度の創設後は、民間事業者を含む幅広い団体が管理に参入することができるようになった。

本県においても、平成15年度策定の「岩手県行財政構造改革プログラム」に、質の高い行政サービスを提供することを目的として本制度の導入が盛り込まれ、平成16年度には公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号。以下「指定手續等条例」という。）や「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」（平成16年7月23日総務部管財課策定。以下「ガイドライン」という。）等を制定の上、平成17年度から、岩手県公会堂を皮切りに本制度を積極的に導入してきた。

本制度導入から10年以上が経過したことなどを踏まえて、指定管理に係る業務がガイドライン等に沿って適切に執行されているか、また、当初想定した導入の効果が図られているか、さらにはどのような課題があるかなどを改めて検証し、今後の一層適正な制度運用に資することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施した。

##### 3 監査の対象

###### (1) 対象とする事務

県が所管する公の施設における指定管理に係る事務を対象とした。

###### (2) 対象とする機関

###### ア 監査対象機関

(ア) 公の施設を所管する21室課

部・室課名	
総務部	総務室、総合防災室
政策地域部	地域振興室
環境生活部	環境生活企画室、若者女性協働推進室
保健福祉部	地域福祉課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援課、医療政策室
商工労働観光部	産業経済交流課、観光課、雇用対策・労働室
農林水産部	森林整備課、森林保全課、水産振興課、漁港漁村課
県土整備部	都市計画課、建築住宅課、港湾課
教育委員会事務局	生涯学習文化課、スポーツ健康課

(イ) 総務部管財課（本県における公の施設に係る指定管理者制度を所管）

###### イ 調査対象機関

公の施設の指定管理を行っている45の指定管理者（第2の1の表を参照）について、地方自治法第199条第8項の規定に基づき調査した。

##### 4 監査の着眼点

- (1) 指定管理者選定の手續は適切に行われているか。
- (2) 施設の設置目的に沿って適切に運営されているか。
- (3) 管理運営の評価及び見直しが適切に行われているか。
- (4) 指定管理者制度の導入効果は十分得られているか。

これらについて、基本的にガイドラインを判断指標として監査を行った。

【参考】ガイドラインについて

指定管理者制度の効果的な運用に向けて、基本的な考え方を定めるものとして、平成16年度に「ガイドライン」が策定されている。

主な内容としては、指定管理者制度の概要、制度導入に係る基本的な考え方（指定の手續等を含む）、施設設置者としての県の対応などとなっており、公の施設を所管する関係室課は、これに沿って指定管理に係る事務を行っている。

##### 5 監査の実施方法

###### (1) 所管室課の監査

###### ア 実地監査

比較的規模が大きい県民利用施設を所管する室課の中から、施設種別等を勘案し選定した5室課に、指定管理者制度の所管課である総務部管財課を加えて、実地監査を実施した。

###### (ア) 予備監査

平成28年11月から12月にかけて、上記の6室課に対し、監査委員事務局職員が、事前に提出を求めた監査調査書に基づき、指定管理に係る事務等について質疑や関係書類の確認等を行った。

(イ) 本監査

平成28年12月に、監査委員が予備監査結果を確認の上、6室課の総括課長等への質疑、意見交換等を行った。

イ 監査調書の作成

平成28年10月から11月にかけて、実地監査の対象を含む全22機関に対し、監査調書の作成を求め、県全体における指定管理に係る事務の状況等を把握した。

(2) 指定管理者の調査

ア 実地調査

県が実施する指定管理に係る事務の状況と指定管理者が実施する運営管理の状況を対比して実態把握するため、(1)において実地監査を実施した5室課（総務部管財課を除く。）が所管する公の施設に係る指定管理者を5者選定の上、実地調査を実施した。

(ア) 予備調査

平成28年9月及び12月に、上記の5指定管理者に対し、監査委員事務局職員が、事前に提出を求めた調査票に基づき、指定管理に係る事務等について質疑や関係書類の確認等を行った。

(イ) 本調査

平成28年10月及び12月に、監査委員が予備調査結果を確認の上、当該指定管理者を訪問し、代表者等への質疑、意見交換等を行った。

イ アンケート調査

平成28年10月から11月にかけて、実地調査の対象以外の40指定管理者に対し、指定管理に係る事務等についてアンケート調査を実施し、指定管理に係る意見や要望等を把握した。

【実地監査・実地調査の対象一覧】

	実地監査対象の機関	実地調査対象の指定管理者	所管・管理する施設名
1	環境生活部 環境生活企画室	岩手ビルサービス株式会社、セントラルスポーツ株式会社、陽光ビルサービス株式会社グループ	県営屋内温水プール
2		株式会社NTTファシリティーズ、株式会社東北博報堂、鹿島建物総合管理株式会社、岩手県ビル管理事業協同組合グループ	県民活動交流センター
3	商工労働観光部 産業経済交流課	岩手県ビル管理事業協同組合、株式会社JTB東北共同事業体	岩手産業文化センター
4	県土整備部 都市計画課	KO I W A I（小岩井農牧株式会社、小岩井農産株式会社）	県立御所湖広域公園
5	教育委員会事務局 スポーツ健康課	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	県営運動公園、県営体育館、県営武道館、県営野球場、県営スケート場、県立御所湖広域公園艇庫
6	総務部 管財課	—	—

II 指定管理者制度の現状

1 施設の状況

【平成28年4月1日現在】

県所管室課	施設名	開始年月	指定管理者	施設区分
総務部	総務室 県公会堂	平成17年4月	第一商事株式会社、学校法人龍澤学館、株式会社IBC開発センター、株式会社総合企画新和グループ	D
	総合防災室 県立総合防災センター	平成18年4月	公益財団法人岩手県消防協会	D
政策地域部 地域振興室	平庭高原体験学習館（森のこだま館）	平成20年4月	葛巻高原食品加工株式会社	A
	平庭高原自然交流館（しらかばの湯）	平成20年4月	平庭観光開発株式会社	A

環境生活部	環境生活企画室	県営屋内温水プール	平成18年4月	岩手ビルサービス株式会社、セントラルスポーツ株式会社、陽光ビルサービス株式会社グループ	A
	若者女性協働推進室	県民活動交流センター	平成18年4月	株式会社N T T ファシリティーズ、株式会社東北博報堂、鹿島建物総合管理株式会社、岩手県ビル管理事業協同組合グループ	B
保健福祉部	地域福祉課	福祉の里センター	平成18年4月	社会福祉法人大洋会	E
	障がい保健福祉課	視聴覚障がい者情報センター	平成18年4月	株式会社N T T ファシリティーズ、株式会社東北博報堂、鹿島建物総合管理株式会社、岩手県ビル管理事業協同組合グループ	E
		県立療育センター	平成19年4月	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	E
		ふれあいランド岩手	平成18年4月	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	E
	子ども子育て支援課	いわて子どもの森	平成18年4月	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	E
	医療政策室	いわてリハビリテーションセンター	平成18年4月	公益財団法人いわてリハビリテーションセンター	E
商工労働観光部	観光課	陸前高田オートキャンプ場	平成18年4月	陸前高田地域振興株式会社	A
		岩洞湖家族旅行村	平成18年4月	盛岡市	A
	産業経済交流課	岩手産業文化センター	平成18年4月	岩手県ビル管理事業協同組合、株式会社J T B 東北共同事業体	B
	雇用対策・労働室	勤労身体障がい者体育館	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	A
農林水産部	森林保全課	県民の森	平成18年4月	公益社団法人岩手県緑化推進委員会	C
		滝沢森林公園	平成18年4月	K O I W A I (小岩井農牧株式会社、小岩井農産株式会社)	C
		千貫石森林公園	平成18年4月	有限会社小沢興業	C
		大窪山森林公園	平成18年4月	大江田河内自治会	C
		折爪岳森林公園	平成18年4月	二戸市	C
	森林整備課	県立緑化センター	平成18年4月	特定非営利活動法人緑の相談室	B
	水産振興課	県立水産科学館	平成18年4月	宮古市	D
	漁港漁村課	種市海岸休養施設	平成18年4月	洋野町	A
種市漁港レクリエーション等施設		平成18年4月	洋野町	A	
県土整備部	都市計画課	内丸緑地	平成18年4月	特定非営利活動法人緑の相談室	C
		県立花巻広域公園	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	C
		県立御所湖広域公園	平成18年4月	K O I W A I (小岩井農牧株式会社、小岩井農産株式会社)	C
	建築住宅課	県営住宅	平成18年4月	一般財団法人岩手県建築住宅センター	C
		特定公共賃貸住宅	平成18年4月	一般財団法人岩手県建築住宅センター	C
港湾課	リアスハーバー宮古	平成18年4月	特定非営利活動法人いわてマリンフィールド	A	



教育委員会事務局	生涯学習文化課	県立図書館	平成18年4月	株式会社NTTファシリティーズ、株式会社東北博報堂、株式会社図書館流通センター、鹿島建物総合管理株式会社、岩手県ビル管理事業協同組合グループ	D
		県民会館	平成18年4月	公益財団法人岩手県文化振興事業団	D
		県立博物館	平成18年4月	公益財団法人岩手県文化振興事業団	D
		県立美術館	平成18年4月	公益財団法人岩手県文化振興事業団	D
		県立県北青少年の家	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	D
		県立陸中海岸青少年の家	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	D
		県立県南青少年の家	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	D
	スポーツ健康課	県営運動公園	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	A
		県営体育館	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	A
		県営武道館	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	A
		県営野球場	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	A
		県営スケート場	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	A
		県立御所湖広域公園艇庫	平成18年4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	A
	県営スキージャンプ場	平成18年4月	八幡平市	A	

※ 施設区分は、A：レクリエーション・スポーツ施設、B：産業振興施設、C：基盤施設（公園・県営住宅等）、D：文教施設、E：社会福祉施設である。（総務省調査「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の施設区分による。）

## 2 指定管理者の状況

施設区分	施設数	株式会社等	公益法人等	特定非営利活動法人	市町村	その他	摘要
Aレクリエーション・スポーツ施設	16	4	7	1	4		
B 産業振興施設	3	2		1			
C 基盤施設(公園・県営住宅等)	10	3	4	1	1	1	「その他」は自治会
D 文教施設	10	2	7		1		
E 社会福祉施設	6	1	5				
合計	45	12	23	3	6	1	

## III 監査の結果

### 1 選定の手続

#### (1) 募集・周知方法等

##### 〔募集方法〕

ガイドラインでは、民間企業等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるという趣旨から指定管理者の募集は原則公募とされている。現状では、45施設のうち41施設（91.1%）において公募により行われていた。

なお、公募が行われていない4施設は、社会福祉施設とレクリエーション・スポーツ施設であった。

【表1】

区分	公募	非公募	計
施設数	41	4	45

〔募集期間〕

ガイドラインでは、募集期間を1か月以上とし、十分な周知期間を設けることとされている。現状では、40施設（97.6%）において1か月以上の募集期間が設けられていた。

なお、募集期間が1か月未満の1施設についても、書類受付期間の1か月以上前から募集要項を配布し周知を行っていた。

【表2】

区 分	1か月以上	1か月未満	計
施設数（公募41）	40	1	41

〔周知方法〕

ガイドラインでは、募集に係る周知方法として、県の広報、ホームページ、掲示板、新聞、広報紙、通知などにより広く周知を行うこととされている。現状では、ホームページのみとする施設が27施設（65.9%）と最も多く、複数の手段を用いて周知を行っている施設は14施設（34.1%）にとどまっていた。

【表3】

区 分	ホームページのみ	ホームページに加え、その他の手段（マスコミ投込、関係者へ通知、県公示板等）を併用	計
施設数（公募41）	27	14	41

〔応募状況〕

公募を行っている41施設中、直近に実施した公募について、応募者が1者のみの施設は38施設（92.7%）であり、他の3施設も2者にとどまっていた。

【表4】

区 分	応募者数		計
	1 者	2 者	
施設数（公募41）	38	3	41

(2) 選定基準、選定委員会等

〔選定基準〕

ガイドラインでは、指定手続等条例第3条に示されている公平性、効率性及び効果性、安定性について、各施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設定し、総合的に審査するとされている。現状では、45施設のうち42施設（93.3%）が設定していた。

【表5】

区 分	設 定	非設定	計
施設数	42	3	45

〔選定委員会〕

ガイドラインの留意事項では、指定管理者選定の透明性、公平性を確保するために、必要に応じて専門的な知識を有する有識者等を交えた選定委員会などを設置するとされている。現状では、非公募で地元市町村を指定管理者に選定している1施設を除いて、44施設（97.8%）が有識者等により構成される選定委員会を設置していた。

【表6】

区 分	設 置	非設置	計
施設数	44	1	45

〔選定委員会の選定過程の公開〕

ガイドラインでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成11年3月31日制定）に従って、選定委員会における選定過程の公開を適正に行うとされている。現状では、選定委員会を設置している44施設のうち、公開している施設は36施設（81.8%）であった。

【表7】

区 分	公 開	非公開	計
施設数（設置44）	36	8	44

〔選定結果の公開〕

ガイドラインでは、選定結果について、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に該当するものを除き公表するよう努めるとされている。現状では、公開している施設は39施設（86.7%）であった。

【表8】

区分	公開	非公開	計
施設数	39	6	45

2 協定の内容

(1) 指定期間

ガイドラインでは、指定管理者の指定期間は、概ね3年から5年程度とされている。現状では、3年である施設が31（68.9%）、4年が3（6.7%）、5年が11（24.4%）であった。

なお、総務省による「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」では、平成27年4月1日現在で、指定期間が1～2年が2.4%、3年が17.8%、4年が7.7%、5年が65.3%、6年以上が6.8%であった。

全国と比較した本県の特徴としては、指定期間が短期の施設が多いといえる。

【表9】

区分	指定期間			計
	3年	4年	5年	
施設数	31	3	11	45

〔本監査及び本調査〕

本監査において、「指定期間を3年とする理由」について、所管室課から以下のような回答があった。

- ・競争性の確保から3年としている。
- ・ガイドラインでは3～5年となっており、その幅の中で所管課が判断している。施設・設備の老朽化が進んでおり、期間を長くした方がよいかは慎重に検討すべきである。
- ・期間の延長について、指定管理者から要望があり、次回の更新時期に検討していきたい。

また、本調査においては、指定期間について、指定管理者から以下のような回答があった。

- ・指定期間が3年では、計画的な展望に立った施設の管理・運営ができない。また、職員の配置を始め、新たな投資をしても回収がままならない。
- ・職員の雇用が課題であり、指定期間が3年では厳しい。5年であれば計画的にできるようになる。
- ・業務に使用するコンピュータの固定資産としての償却期間がおおむね5年程度であり、やむを得ず購入ではなくレンタルで対応している。
- ・3年単位での対応は厳しい。短期間では、人を募集してもなかなか確保できないし、必要な物件のリース期間も大半が5年となっている。

(2) 指定管理料・修繕等

〔指定管理料〕

指定管理料については、募集要項等において上限額が定められ、指定管理者に応募する者がその範囲内で積算することとなっている場合が多いが、アンケート調査では、運営経費が指定管理料と入館料等の合計を上回っているとする施設もあった。

〔修繕における指定管理者の負担限度額〕

指定管理者は、協定書等で定める負担限度額以下の修繕を分担し、一方県は、当該額を超える修繕を分担すると取り決めることが多い（45施設中31施設）が、それを超えても、県の予算措置を待っている、利用者の利便性や安全確保のため支障が生じる可能性がある場合等に、指定管理者が修繕を行っていた事例が散見された。

【表10】

限度額	3万円	10万円	30万円	50万円	100万円	計
施設数	2	2	6	7	14	31

〔本監査及び本調査〕

本調査において、施設の修繕について、指定管理者から以下のような回答があった。

- ・50万円以下の修繕は指定管理者で対応しているが、件数の縛りがないので、件数が多くなると対応できない。指定管理者の方で応急措置を講じた上で、県が予算措置するまで待っている状況にある。
- ・点検を行い、利用者にとって危険と思われるものについては県に要望するが、予算の制約があり、なかなか要望どおりにはいかない。実際、負傷事故も発生しており、管理者としては、施設の休止等を考えざるを得ないが、利用者へのサービスが低下することになるため、難しい判断をしなければならなくなっている。

〔中長期的な修繕計画〕

県有施設・設備の老朽化が進む中、限られた予算で効果的・効率的に改修・修繕を実施していくためには、中長期計画に基づく計画的な対応が求められる。現状では、計画を策定しているとする施設が24（53.3%）あったが、策定していないとする施設も21（46.7%）あった。

なお、アンケート調査においても、県に対し、中長期的な施設改修計画の策定を検討してほしい旨の要望があった。

【表11】

区 分	策定済	非策定	計	摘 要
施設数	24	21	45	非策定では、予算要求時に計画を立てているとする室課が多い。

〔本監査及び本調査〕

本監査において、中長期的な修繕計画の策定について、所管室課から以下のような回答があった。

- ・今後のあり方検討委員会で、施設整備の方向性について検討していきたい。
- ・大規模修繕済みだが、施設・設備の経年劣化の状況等を見て、多額の修繕費等を要することとなった際には抜本的な検討を行う。
- ・予算が限られているので、まず施設が継続して使えるように修繕している。ただ、利用者の利便向上となるもの、例えば、洋式トイレの整備などは不十分である。
- ・平成29年度以降の中期的計画は考えていきたい。使用しないものは修理しないとか、撤去するとかも含めて考えていきたい。

なお、本調査において、指定管理者の努力の評価について、指定管理者から以下のような回答があった。

- ・指定管理料の中で光熱水費等が精算費目とされている場合に、指定管理者の努力によって費用が少なく済んだ場合でも、それが評価されない制度になっている。一定の範囲で考慮してもらえればありがたい。

(3) 災害時等の対応

〔行動計画、マニュアルの策定〕

ガイドラインでは、協定書に盛り込むべき内容として「危機管理に関する事項」が例示されている。現状では、県が設置する公の施設において、災害時等に迅速かつ的確に利用者の避難・誘導等を行うため、災害時等における行動計画やマニュアルを策定している施設は、45施設のうち39施設（86.7%）であった。

【表12】

区 分	策 定	非策定	計
施設数	39	6	45

※ 非策定の6施設には、緑地等の野外施設が3施設含まれている。

3 管理運営の適正性

(1) 管理運営状況の把握、指定管理者と県の情報共有等

〔管理運営状況の把握〕

ガイドラインでは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとされている。指定管理者の管理運営状況の確認については、協定書等に基づき、毎月利用実績等に係る定例報告が県に提出されている。

全ての施設において、県に対し定例報告が提出されていたものの、その内容の確認については、書面のみによる形式的な確認にとどまっている施設が31施設（68.9%）であった。

【表13】

区 分	書面確認のみ	書面確認に加え 現場確認等を実施	計
施設数	31	14	45

〔指定管理者と県の情報共有等〕

県が施設設置者として責任ある対応をするためには、指定管理者と情報共有や意見交換等のための会議等を定期的で開催する必要があると考えられるが、そのような会議等を開催している施設は16施設（35.6%）にとどまっていた。

なお、開催していない施設については、随時又は定例報告や修繕工事の完了検査等の際などに適宜協議等を行っているとする場合も多かったが、指定管理者へのアンケート結果において、定例的な会議等の開催を要望する指定管理者が少なからずあったことから、必ずしも十分とはいえないと考えられる。

【表14】

区 分	開 催	非開催	計
施設数	16	29	45

(2) 利用者ニーズの把握等

〔利用者ニーズの把握〕

ガイドラインでは、施設の設置者としての責任を果たすため、利用者の満足度や苦情などを把握する仕組みを整えるとされている。現状では、県として独自に利用者のニーズ調査等を実施している施設はなく、指定管理者が受理したアンケートや苦情等を定例報告等により把握・共有しているとする施設が多かった。

【表15】

区 分	県実施	指定管理者実施	非実施	計
施設数	0	42	3	45

〔モニタリング〕

関係条例や協定書等で定める「指定管理者に求められる管理水準」の遵守状況等を測定・評価し、必要に応じて是正措置等を行う仕組み（モニタリング）について、実施しているとする施設が30施設（66.7%）あった。

なお、予備監査等の結果によれば、指定管理者から県に提出される定例的な業務報告書の内容確認等を指している施設が多いと推測される。

【表16】

区 分	実 施	非実施	計
施設数	30	15	45

(3) 管理運営の評価

〔評価基準〕

「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」（平成20年4月1日総務部管財課策定。以下「管財課通知」という。）に基づき、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、業務の履行状況、運営体制、サービスの質等を県が評価するとされており、毎年度、各施設所管室課の評価に基づき、管財課が総括して公表している。

評価基準については、監査調書によれば32施設（71.1%）で策定しているとあったが、予備監査等の結果によれば、管財課通知に定める評価指標のことを指している施設が多いと推測される。

当該評価指標は、例えば「A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている」など、比較的抽象的であるため、各施設所管室課による評価の整合性が図られているかどうか疑問である。

なお、監査の結果、独自に詳細な評価基準を策定している室課もあったが、大半の室課では策定されていなかった。

【表17】

区 分	策 定	非策定	計
施設数	32	13	45

〔評価のための組織〕

管財課通知においては、評価について専門的知識を有する有識者等の視点を導入することが望ましいとされている。現状では、評価のための組織を設置して、有識者等の視点を導入している施設は4施設（8.9%）にとどまっていた。

【表18】

区 分	設 置	非設置	計
施設数	4	41	45

4 指定管理者制度の導入効果

〔利用者数の推移〕

指定管理者制度導入年度の前年度における利用者数と、平成27年度における利用者数を比較した場合、22施設（48.9%）において増加していた。

なお、利用者数が減少している施設の中には、東日本大震災津波の影響等により利用者数が落ち込んだ施設もあるが、近年では総体的に利用者数が持ち直している傾向にある。

【表19】

区 分	利用者数の推移			計
	増 加	減 少	その他	
レクリエーション・スポーツ施設	7	7	2	16
産業振興施設	2	1	0	3
基盤施設	7	2	1	10
文教施設	3	6	1	10
社会福祉施設	3	2	1	6
計	22	18	5	45

※ 「その他」は、指定管理者制度導入年度の前年度の利用者数が不明である場合等である。

〔指定管理料の推移〕

指定管理者制度導入年度の前年度における指定管理料と、平成28年度における指定管理料を比較した場合、16施設（35.6％）において金額が減少していた。

【表20】

区 分	指定管理料の推移			計
	増 加	減 少	その他	
施設数	9	16	20	45

※ 「その他」は、指定管理者制度導入年度の前年度の指定管理料が、書類保存期限の経過により書類が保存されていないため不明な施設等である。

〔本監査及び本調査〕

本監査において、指定管理者制度の効果について、所管室課から以下のような回答があった。

- ・専門的知識により管理がなされ、利用者の集客に有効である。
- ・営業時間などを柔軟に設定できる。
- ・コスト面では指定管理料の圧縮、サービス面では管理者のノウハウを生かした管理ができる。
- ・フェイスブックでの情報発信などが柔軟に行われている。
- ・利用料金制なので、損益が管理者に帰属するという意味で、インセンティブが働く。
- ・民間のノウハウが活用できサービスが向上しているし、施設内の諸機能の横断的な取りまとめのスキルがある。また、県が修繕計画を立てる際に、指定管理者からの提案が役立っている。

また、本調査においては、同じく指定管理者制度の効果について、指定管理者から以下のような回答があった。

- ・「利用者にとって良いか」という面では、利用者の声を聴く仕組（御意見ボックス等）を実施しており、クレームもあれば賞賛もいただいている。この10年間のクレームへの対応で、利用者ニーズ等の傾向をほぼ集約できたと考えている。来場者からの極端な不平・不満は聞かれなくなっている。
- ・指定管理者としても、一定の利用率が確保さえできれば、経済的なメリットは十分にある。
- ・「努力すれば利益が出る」という点でインセンティブが働く。
- ・1企業だけではできないがグループを組めば管理することができ、ノウハウの蓄積など、会社にとって収益以上のメリットがある。
- ・公の業務として公共施設の管理に関わることは民間企業にとってイメージ的にもメリットがある。
- ・県の施策に基づき設立された団体であり、県と一体的に活動している。利用者や地域のニーズ等を吸い上げて集約して県に提案し、県は県全体の施策の中で調整し、事業を決定している。その意味で、管理者にとってはもちろん、県にとっても意義あるものと考えている。

IV 監査意見

指定管理者制度が、その導入の本来の目的を達成していくためには、ガイドライン等に従った適正な事務処理に加え、幅広い参入機会の確保や、円滑な管理運営が可能となる環境の整備、管理運営状況の適切な把握等が求められる。

そのため、監査委員は、ガイドライン等の運用状況や、制度導入の効果及び課題等を把握する観点から監査を行ったものであり、その結果について、以下のとおり意見を述べる。

1 全体の評価

今回の監査の結果、本県における指定管理者制度については、一部に工夫等の余地はあるものの、指定管理者の経営ノウハウの発揮、住民サービスの向上、県の経費節減及び効果的・効率的な施設管理という、いわゆる「三方よし」の状況が形作られつつあることから、全体としては、地方自治法の定める制度の趣旨等に照らして、おおむね良好と認められた。

2 個別の課題

(1) 早急に対処すべき課題

ア 募集、周知方法等

応募者が1者である施設が9割を超え、指定管理者が固定化している現状については、民間企業等の幅広い参入を促す観点からは課題がある。応募者が少ない要因として、施設の管理運営のノウハウを有する民間企業等が少ないという状況に加え、施設・設備の老朽化等の問題が考えられる。

これらを直ちに解決することは容易ではないが、現状を分析し、例えば、多様で効果的な周知方法、適切な募集条件、県が求める管理水準に相応しい適切な指定管理料の確保、指定管理者の管理上の自主的努力を評価する仕組（インセンティブ付与等）など、応募者の増加を図り、競争性を拡大していく工夫に引き続き取り組む必要があると考える。

## イ 選定過程及び選定結果の公開

指定管理者の選定過程や選定結果を非公開としている施設があるが、公正な選定の確保や、応募を検討している事業者に対する情報提供という観点からも、ガイドラインの趣旨に沿って、選定過程及び選定結果の公開に向けて検討する必要があると考える。

## ウ 指定期間

国の調査結果によれば、指定期間を5年とする施設の割合が最も多く、指定期間の長期化が全国的な傾向となっているが、本県では3年とする施設の割合が最も多い。

また、指定管理者に対するアンケートにおいては、人材の確保・育成や経営の安定化等の観点から、指定期間の延長について多くの要望が寄せられた。

一方、施設所管室課の中には、他の団体の参入機会を確保するという理由から、長期の指定期間の設定については消極的なところもあった。

施設の設置目的や現状、競争性の確保等も十分に踏まえながら、一層の効果的・効率的な管理を図るため、現行の指定期間が適切であるか、改めて検証する必要があると考える。

## エ 修繕に関する負担区分

協定書において、施設・設備の修繕に関する県と指定管理者の負担区分が定められているが、県が修繕すべきであるにもかかわらず、県の予算措置を待っている利用者の安全に支障が生ずる等の理由により、指定管理者が実施した修繕が散見された。

また、指定管理者に対するアンケートにおいて、一定の金額以上の修繕について県と指定管理者が協議を行う場合の基準が不明であるとするものがあった。

今後、施設・設備の老朽化が進み、修繕に係る経費の増嵩が見込まれることから、県と指定管理者の負担区分について疑義が生じないよう基準を明確化し、協定書等に明文化する必要があると考える。

## オ 管理運営状況の把握、指定管理者と県の情報共有等

指定管理者による管理運営状況の把握については、県が毎月定例的に業務報告書の提出を受けているが、記載内容の形式的な確認にとどまっている傾向があったので、施策の実施主体である県としては、必要に応じ現地確認やヒアリング等を実施するなど、現状をより詳細に把握する必要があると考える。

また、サービスの向上や施設の適切な管理運営のためには、指定管理者と県の密接な連携が不可欠である。監査の結果では、担当者間のみでの随時の協議等にとどまっている例が多いが、組織対組織として定期的な情報共有や意見交換等を行う必要があると考える。

## (2) 検討に時間を要する課題

### ア 指定管理料

指定管理料については、その上限額が募集要項等で示されるが、県が指定管理者に求める管理水準の確保に見合った金額となっているかどうか、管理の実情を適正に把握したうえで、定期的に確認する必要があると考える。

また、応募者の増加や指定管理者の取組意欲の喚起を図るため、施設の利用料収入増加や経費節減等に応じて指定管理者のインセンティブが働く仕組み（例えば光熱水費における節減の取組に対する評価等）の導入・拡大について検討する必要があると考える。

### イ 施設・設備の老朽化への対応

県が所有する施設・設備については、総体的に老朽化が進んでおり、指定管理者に対するアンケートにおいても、利用者の安全確保等について懸念が生じている旨の回答があった。

改修・修繕が必要な箇所を的確に把握し、優先順位をつけながら計画的に改修・修繕を行い、施設の長寿命化を図っていくことが重要である。

このため、効果的・効率的な施設管理や予算執行等の観点から、指定管理者と密接に情報共有しながら、施設の長寿命化計画の策定等を検討する必要があると考える。

### ウ モニタリングの実施

管理運営状況を的確に把握等していくためには、指定管理者による施設管理が、協定書等で求められる管理水準を達成しているかどうか把握・評価し、必要に応じ改善措置を指示するモニタリングの実施が重要である。

このため、モニタリングの仕組みを構築し、それを協定書等に明文化して定期的実施するなどの対応を検討する必要があると考える。

### エ 管理運営の評価

指定管理者による施設管理の評価は、質の高いサービスの確保や継続的な業務改善のプロセス等にとって必要不可欠なものであり、的確な評価を行うためには、各施設所管室課において可能な限り詳細で客観的な評価基準を設定し、評価対象者である指定管理者と共有することが望ましい。

各施設所管室課においては、施設の設置目的や現状等を考慮しながら、適切な評価基準のあり方について検討する必要があると考える。

また、管財課通知では、必要に応じて選定委員会等の有識者による評価等を実施するとされており、客観的な評価態勢を確保する必要があると考える。

オ その他留意事項

指定管理者の中には、従前の管理委託の時代から継続して受託している県の出資等法人もある。当該指定管理についてみると、管理業務の内容、県との関係等において実質的に従前と同様の状況にある場合が多く、さらには、県職員が当該法人に派遣されている場合もある。

今後に向けては、競争性の確保などの観点から改めて現状を検証し、指定管理者制度の一層適正な運用に向けた検討を進める必要があると考える。



## 6 住民監査請求に基づく監査の結果

平成28年度において、当該請求はなかった。

7 決算審査

(1) 平成27年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要

ア 歳入歳出決算の概況

区 分	一般会計				特別会計				
	平成27年度	平成26年度	対前年度増減		平成27年度	平成26年度	対前年度増減		
			金額	率			金額	率	
歳入決算額 (a)	1,147,796,974,006	1,087,577,943,110	60,219,030,896	5.5	244,291,446,086	273,187,551,366	△ 28,896,105,280	△ 10.6	
歳出決算額 (b)	1,036,528,526,148	982,977,565,336	53,550,960,812	5.4	238,291,052,059	266,923,438,899	△ 28,632,386,840	△ 10.7	
歳入歳出差引額 (a)-(b) (c)	111,268,447,858	104,600,377,774	6,668,070,084	6.4	6,000,394,027	6,264,112,467	△ 263,718,440	△ 4.2	
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額								
	繰越明許費繰越額	78,158,112,560	69,646,564,027	8,511,548,533	12.2	2,192,846,000	1,079,719,000	1,113,127,000	103.1
	事故繰越し繰越額	7,694,656,675	8,782,163,920	△ 1,087,507,245	△ 12.4	11,584,010	898,163,000	△ 886,578,990	△ 98.7
	合計 (d)	85,852,769,235	78,428,727,947	7,424,041,288	9.5	2,204,430,010	1,977,882,000	226,548,010	11.5
実質収支額 (c)-(d)	25,415,678,623	26,171,649,827	△ 755,971,204	△ 2.9	3,795,964,017	4,286,230,467	△ 490,266,450	△ 11.4	

(参考) 主な財政指標の推移

	27年度	26年度	前年度増減
経常収支比率	97.4%	97.6%	ポイント △ 0.2
実質公債費比率	20.5	20.4	0.1
年度末県債現在高 (普通会計)	百万円	百万円	金額
	1,432,144	1,472,969	△ 40,825
			率
			△ 2.8

イ 意見書の内容

審査の方法	平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関の歳入歳出計算書と合致しており、その計数は正確であると認められた。 また、予算の執行、財産の管理など財務に関する事務については、一部に留意改善を要するものがあつたものの、おおむね適正に処理されているものと認められた。
審査意見	1 歳入歳出決算の状況 平成27年度一般会計歳入歳出決算は、歳入が1兆1,477億9,697万4,006円で前年度に比べて602億円余(5.5%)の増加、歳出も1兆365億2,852万6,148円で前年度に比べて535億円余(5.4%)の増加となった。歳入歳出差引額は1,112億6,844万7,858円であり、事業の繰越しに伴って翌年度に繰り越すべき財源85億5,276万9,235円を差し引いた実質収支額は254億1,567万8,623円の黒字となった。 平成27年度の実質収支額と前年度実質収支額との差額である単年度収支額は、7億5,597万1,204円の赤字となり、これに財政調整基金の取崩額などを加えた実質単年度収支額も7億3,863万1,204円の赤字となった。 また、母子父子寡婦福祉資金特別会計ほか10特別会計の歳入歳出決算は、歳入が2,442億9,144万6,086円で前年度に比べて288億円余(10.6%)の減少、歳出も2,382億9,105万2,059円と前年度に比べて286億円余(10.7%)の減少となった。歳入歳出差引額は60億39万4,027円であり、翌年度に繰り越すべき財源22億443万10円を差し引いた実質収支額は37億9,596万4,017円の黒字となった。
	2 財政運営の状況 平成27年度の一般会計における財政運営は、歳入においては、震災復興特別交付税による地方交付税の増、地方消費税の引上げによる地方消費税清算金の増、地方消費税及び4年連続となる法人事業税等の県税収入の増加があつたことなどにより、歳入総額は前年度を上回った。 歳出においては、災害公営住宅整備事業費、直轄道路事業費負担金及び地域連携道路整備事業等に係る土木費、地方消費税清算金及び地方消費税交付金等に係る諸支出金、事業復興型雇用創出事業費補助及び緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金等に係る労働費等がそれぞれ増加したことなどから、歳出総額も前年度を上回った。 また、災害復旧関連事業等の翌年度への繰越額及び災害復旧費などの不用額はそれぞれ減少した。 次に、平成27年度の普通会計決算を主な指標で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.4%と対前年度比で0.2ポイント減少した。 また、一般財源の規模に占める公債費の割合を示す実質公債費比率は、20.5%と対前年度比で0.1ポイント増加し、地方財政法上、地方債の発行に当たり国の許可が必要となる基準(18%)を超える状況が続いている。 なお、平成27年度末の普通会計における県債残高は1兆4,321億円余と前年度末に比べ408億円余減少した。
	3 総括的意見 県では、平成27年度を「本格復興邁進年」と位置づけ、東日本大震災津波からの復興・復興に向けた事業を最優先に取り組んできたところである。 第2期復興実施計画の2年度に当たる平成27年度までの取組について、県が発表した「いわて復興レポート2016」では、「本格化している復興事業はおおむね計画どおり進んでいる。」とされており、本格復興への歩みが着実に進む中で、県民の復興に対する実感では、依然として「遅れている」という回答が多い一方、「進んでいる」という回答が増加しており、その差は縮小している。 しかしながら、いまだに多くの被災者が応急仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされている中、被災者一人ひとりに寄り添い、県民が実感できる本格復興を強力に推進するとともに、地域の具体的な将来像の実現に向けた施策を展開していくため、人材の確保など体制面の強化と財源の確保に一層努められたい。 一方、県財政は、景気の緩やかな回復傾向のもと、復興需要及び税制改正などによる税収の持ち直しや国の復興財源の一定の確保があつたものの、依然として高い水準で推移する県債の償還や今後も増加が見込まれる社会保障関係経費などにより、これまでも増して厳しい財政運営を強いられることが予想される。 今後は、東日本大震災津波からの一日も早い復興はもとより、新たな重要課題に迅速かつ確に対応するため、限られた財源を重点的かつ効率的に活用するとともに、経済性、有効性の観点にも十分留意のうえ、適時適切な行財政運営等に努められたい。また、中長期的には、環境の変化も踏まえた公債費負担適正化計画の着実な実施により、県債残高の縮減や実質公債費比率の改善を図るなど、健全かつ計画的な財政運営のもとに「希望郷いわて」実現のための施策が積極的に展開されるよう強く望むものである。
	4 個別的意见 (1) 留意改善を要する事項について 平成27年度決算の監査結果では、指摘事項は前年度と同数の72件となっている。 その内容について見ると、財産管理の不適當なものは9件で前年度に比べて20件減少した一方、支出事務の不適當なものが35件で前年度に比べて12件の増加、収入事務の不適當なものが15件で同じく4件の増加となるなど、会計事務の根幹に関わる部分の指摘が増えていることから、改めて所属長の関与を促すなど、全庁的な取組の強化が求められる。 (2) 内部管理体制について 監査結果における留意改善を要する事項の中には、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスが多く見受けられたほか、事業計画や進捗管理など組織としての意思決定や検討等が不十分なもの、法令等諸規定の適用根拠が不明確など財務事務に対する意識が不足しているものなどが認められた。 また、この中には、前年度の監査の結果、指摘事項等であつたにもかかわらず改善が認められないものが全体の2割弱に当たる13件含まれていた。これらは、真の原因の追及や再発防止策の徹底等の組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、組織的なチェック体制を構築するとともに、職員や組織の意識改革を図るよう強く求めたところであり、この対応を検討、実施することが、今後県に求められる内部統制の整備につながっていくものと思われる。 さらに、物品の発注をあえて分割し、条例等に定める購入方法によらなかつたものなど、コンプライアンスの観点から好ましくないとと思われる事例も幾つか認められた。 県においては、補助金事務や委託契約の適正な事務処理を確保するため、専門部署の設置や職員の配置、内部考査の実施等により組織的牽制機能の強化を図っているところであるが、これらの取組を通じて内部管理体制の確立に努め、今後、再び同様の事例が生じることをないよう強く望むものである。 (3) 収入未済額について 平成27年度一般会計における収入未済額は、240億8,380万円余で前年度に比べて12億4,148万円余(4.9%)減少し、県境不法投棄現場環境再生求償金216億2,390万円を除く収入未済額も24億5,990万円余と前年度に比べて16億2,187万円余(39.7%)減少しているものの、不納欠損額16億6,472万円余を除くと4,284万円余(1.0%)の増加となっている。 一方、特別会計における収入未済額は、22億167万円余で前年度に比べて4,484万円余(2.0%)減少している。 収入未済額の縮減については、一部に取組の成果が認められるものの、債権の種類や担当部署によって取組に強弱も見受けられ、収入未済額は今なお多額な状況にある。 負担の公平性・公正性を堅持する観点からは、新たな収入未済の発生防止と既存の収入未済の解消を柱として、督促等の頻度や方法を全庁統一的な指標に基づき実施することが必要である。 さらには、既存の債権管理マニュアル等の内容とその運用実態や有効性を定期的に検証し見直すことにより、担当部署としてなすべき具体的な対応を明示し、より実態に即した対策を速やかに講ずることが重要である。併せて、債務者の財産状況等の定期的な把握を徹底し、事案によっては債権保全策の強化や従事する職員の重点的な配置など組織的な取組の強化に努められたい。 なお、未収債権については、徴収及び管理コストを勘案するとともに、資産としての価値の適正評価に基づいて効率的かつ確実な債権回収を検討する必要がある。 (4) 職員の資質向上について 監査結果における留意改善を要する事項の背景には、内部管理体制上の問題のほか、全体の事務量が增加する中、一部に財務関係法規等について十分な理解がないままに事務を進めているなどの現状がある。 このことから相談機能等を強化するほか、これまでも部局等独自の取組として、経理事務や補助金委託事務に関するマニュアル等整備による事務の標準化、専門知識の習得のための研修、理解度を測定するための実力テストなどが実施されていることから、これらの先行事例や不適切事例に係る再発防止策等を含め、従来の組織の垣根を越えて共有し拡充することなども重要と考える。 事務事業の円滑な執行を図り、県民の負託に的確に応える事務品質を確保するため、専門的知識と経験を有する職員を活用し、実務を通じた指導や助言ができる職場環境を整備するとともに、キャリアパスを明示することなどにより職員の目的意識や意欲を高める中で、計画的な人材育成と職員全体の一層の資質向上に努められたい。

※意見書提出年月日 平成28年9月27日

(2) 平成27年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

Table showing comparison of income statement items (損益計算書) for Heisei 25, 26, and 27. Includes categories like medical income (医療収益), medical expenses (医療費用), and other income (その他収益).

(参考) 利用患者数及び病床利用率

Table showing patient numbers and bed utilization rates (病床利用率) by district (区分) for Heisei 25, 26, and 27. Includes metrics like inpatient numbers (入院患者数) and outpatient numbers (外来患者数).

※ 病床利用率 = (年間延入院患者数 ÷ 年間延病床数) × 100

比較貸借対照表

Table showing comparison of balance sheet items (貸借対照表) for Heisei 25, 26, and 27. Includes categories like fixed assets (固定資産), current assets (流動資産), and liabilities (負債).

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>平成27年度の岩手県立病院等事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。          なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況          平成27年度の総収支の状況は、事業収益1,007億891万318円に対し事業費用1,020億8,330万2,730円で、純損失13億7,439万2,412円となり、当年度末の累積欠損金は451億4,478万822円となった。          一方、本業における損益を示す経常損益は、7億1,457万円余の損失（前年度は11億6,814万円余の利益）を計上した。          医業収益は、地域の医療機関との機能分担と連携強化を進めたことによる在院日数の短縮等により入院・外来患者数は減少したが、外来患者1人当たりの収益が伸びたことから、6億2,679万円余の増収となった。医業外収益は、一般会計繰入金等の減により5,102万円余減少した。          医業費用は、給与改定に伴う人件費の伸びや、高額薬剤使用の増加等により28億4,054万円余増加した。医業外費用は、繰延勘定償却額や企業債利息の減少等により、3億8,206万円余減少した。          こうした状況の中、平成27年度は東日本大震災津波で被災した病院の再建に取り組み、大槌病院は平成28年5月に、山田病院は同じく9月に開院した。          また、「岩手県立病院等の経営計画《2014-2018》」に基づき、新規又は上位の施設基準の取得、SPD（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、給食業務委託の導入や後発医薬品の使用拡大等による経費節減、滞納債権回収業務委託による個人医療費未収金の縮減など、経営改善に取り組んだ。          なお、県立病院では、公的医療機関としての使命を果たすため、医師の確保はもとより、二次保健医療圏を基本とした他の医療機関との機能分担・連携強化や基幹病院を中心とした紹介・逆紹介の推進等による地域医療の構築に取り組んでいる。</p> <p>○審査意見          給与改定に伴う人件費の伸び等により医業費用が増加し、経常損益は赤字となったが、入院・外来ともに患者数が減少している中、施設基準の新規取得等の取組により医業収益を増加させるなど、経営努力が認められる。          今後の事業運営に当たっては、基本となる医業収益の確保に加えて、病床数の最適化、材料在庫等の適正管理、個人医療費未収金の縮減、施設・設備の効率的な整備などにより、経常利益の確保に努めるとともに、地域医療構想の推進や新たな公立病院改革ガイドラインなど経営を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、段階的な累積欠損金の縮減という点からも経営計画に掲げる安定した経営基盤の確立に向けた取組を一層積極的に推進されたい。          なお、医師確保及び定着支援策を積極的に推進し、診療体制の充実・強化を図り、良質な医療を提供できる環境を整備するとともに、他の医療機関との連携促進など地域医療を支える体制の更なる強化を期待する。現在、再建が進められている県立高田病院についても、早期の開院に向け、着実な取組を望むものである。</p>

※意見書提出年月日 平成28年9月27日



イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>平成27年度の岩手県電気事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○ 経営の状況 平成27年度の総収支の状況は、事業収益50億1,813万1,461円に対し、事業費用39億2,538万2,885円で、純利益10億9,274万8,576円を確保した。 事業収益は、胆沢第三発電所や相去太陽光発電所の通年運転などにより電力料収入が伸びたものの、特別利益の皆減などにより前年度に比べ1億1,199万円余減少した。 事業費用は、修繕費の減や特別損失の皆減などにより、前年度に比べ3億8,198万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比2億6,998万円余増加した。 なお、太陽光発電の電力料収入のうち1,483万円余が、決算時点において未収となっている。</p> <p>○ 審査意見 平成27年度は、電力料収入の増加や修繕費の減少などにより経常利益が大幅に増加するなど、経営は良好に推移しているものと認められる。 当事業は黒字が継続しているが、一方で、施設の高経年化に伴う老朽化対策や新規開発に伴う費用の増加が見込まれることなどから、今後は中長期的な視点も重視した的確な舵取りが求められる。 このことから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に掲げる「運転年数100年」の実現に向け、老朽化施設の更新、改良、修繕を計画的に実施するとともに、電力の安定供給を通じて、地域経済の発展と県民福祉の向上に努められたい。 また、電力システム改革の進展などに伴う「岩手県企業局第5次中期経営計画」の取組を着実に実施し、電気事業を取り巻く環境の変化への対応に万全を期されたい。 なお、クリーンエネルギー導入支援事業等の地域貢献活動については、被災地や国体関連など、その効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握して、積極的に取り組まれたい。</p>

※意見書提出年月日 平成28年9月27日

(4) 平成27年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 営業収益	901,741,409	850,626,030	844,820,293	△ 5,805,737	△0.7
(1) 給水収益	664,512,846	635,241,300	629,345,028	△ 5,896,272	△0.9
(2) ろ過給水収益	235,079,099	213,302,104	213,455,255	153,151	0.1
(3) 営業雑収益	2,149,464	2,082,626	2,020,010	△ 62,616	△3.0
2 営業費用	709,538,510	678,180,668	730,264,836	52,084,168	7.7
(1) 工業用水道業務費	613,000,219	592,789,667	627,471,913	34,682,246	5.9
(2) ろ過施設業務費	83,285,417	82,836,111	99,655,033	16,818,922	20.3
(3) 管理費	13,252,874	2,554,890	3,137,890	583,000	22.8
(営業利益)	192,202,899	172,445,362	114,555,457	△ 57,889,905	△33.6
3 財務収益	1,478,291	533,054	253,508	△ 279,546	△52.4
受取利息	1,478,291	533,054	253,508	△ 279,546	△52.4
4 事業外収益	5,506,806	40,080,269	87,858,225	47,777,956	119.2
(1) 長期前受金戻入	—	38,532,580	49,640,021	11,107,441	28.8
(2) 貸倒引当金戻入	—	0	850,824	850,824	皆増
(3) 雑収益	5,506,806	1,547,689	37,367,380	35,819,691	2,314.4
5 財務費用	75,597,919	68,234,158	62,504,111	△ 5,730,047	△8.4
支払利息	75,597,919	68,234,158	62,504,111	△ 5,730,047	△8.4
6 事業外費用	318,478	969,302	568,482	△ 400,820	△41.4
雑損失	318,478	969,302	568,482	△ 400,820	△41.4
(営業外利益)	△ 68,931,300	△ 28,590,137	25,039,140	53,629,277	△187.6
経常利益	123,271,599	143,855,225	139,594,597	△ 4,260,628	△3.0
7 特別利益	0	0	7,145,934	7,145,934	皆増
8 特別損失	0	62,393,334	0	△ 62,393,334	皆減
(事業収益合計)	908,726,506	891,239,353	940,077,960	48,838,607	5.5
(事業費用合計)	785,454,907	809,777,462	793,337,429	△ 16,440,033	△2.0
(差引純利益)	123,271,599	81,461,891	146,740,531	65,278,640	80.1
前年度繰越利益剰余金	△ 118,660,284	28,796,101	0	△ 28,796,101	皆減
その他未処分利益剰余金変動額	—	0	110,257,992	110,257,992	皆増
当年度未処分利益剰余金	4,611,315	110,257,992	256,998,523	146,740,531	133.1

比較貸借対照表

科 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 固定資産	9,941,081,550	8,820,317,224	8,848,122,313	27,805,089	0.3
(1) 工業用水道設備	9,609,507,317	8,611,021,207	8,471,999,263	△ 139,021,944	△1.6
(2) 建設仮勘定	326,835,620	204,935,567	371,777,000	166,841,433	81.4
(3) 建設準備勘定	3,785,000	3,785,000	3,785,000	0	0.0
(4) 電話加入権	461,450	461,450	461,450	0	0.0
(5) 電気通信施設利用権	249,000	114,000	99,600	△ 14,400	△12.6
(6) 水道施設利用権	26,400	0	0	0	0.0
(7) 電気供給施設利用権	216,763	0	0	0	0.0
(8) 長期未収金	—	850,824	0	△ 850,824	皆減
貸倒引当金	—	△ 850,824	0	850,824	皆減
2 流動資産	1,315,663,517	738,488,510	902,994,750	164,506,240	22.3
(1) 現金預金	1,189,909,226	627,685,068	729,497,661	101,812,593	16.2
(2) 未収金	125,754,291	110,803,442	173,497,089	62,693,647	56.6
資産合計	11,256,745,067	9,558,805,734	9,751,117,063	192,311,329	2.0
3 固定負債	951,751,202	4,061,095,407	3,983,086,121	△ 78,009,286	△1.9
(1) 企業債	—	3,521,203,217	3,667,380,046	146,176,829	4.2
(2) 他会計借入金	879,789,000	427,571,000	229,029,000	△ 198,542,000	△46.4
(3) 引当金	71,962,202	112,321,190	86,677,075	△ 25,644,115	△22.8
ア退職給付引当金	—	82,653,491	57,009,376	△ 25,644,115	△31.0
イ修繕引当金	—	29,667,699	29,667,699	0	0.0
ウ退職給与引当金	42,294,503	—	—	—	—
エ修繕準備引当金	29,667,699	—	—	—	—
4 流動負債	315,901,702	652,015,991	826,304,372	174,288,381	26.7
(1) 企業債	—	329,731,975	316,823,171	△ 12,908,804	△3.9
(2) 他会計借入金	—	186,617,000	198,542,000	11,925,000	6.4
(3) 未払金	315,337,872	126,900,170	303,951,964	177,051,794	139.5
(4) 引当金	—	6,663,000	6,467,000	△ 196,000	△2.9
ア賞与引当金	—	5,659,000	5,372,000	△ 287,000	△5.1
イ法定福利費引当金	—	1,004,000	1,095,000	91,000	9.1
(5) その他流動負債	563,830	2,103,846	520,237	△ 1,583,609	△75.3
5 繰延収益	—	1,583,043,752	1,533,403,731	△ 49,640,021	△3.1
(1) 長期前受金	—	1,583,043,752	1,533,403,731	△ 49,640,021	△3.1
負債合計	1,267,652,904	6,296,155,150	6,342,794,224	46,639,074	0.7
6 資本金	7,086,245,535	3,104,132,397	3,104,132,397	0	0.0
(1) 資本金	—	3,104,132,397	3,104,132,397	0	0.0
(2) 自己資金	3,104,132,397	—	—	—	—
(3) 借入資金	3,982,113,138	—	—	—	—
7 剰余金	2,902,846,628	158,518,187	304,190,442	145,672,255	91.9
(1) 資本剰余金	2,898,235,313	48,260,195	47,191,919	△ 1,068,276	△2.2
(2) 利益剰余金	4,611,315	110,257,992	256,998,523	146,740,531	133.1
ア当年度未処分利益剰余金	4,611,315	110,257,992	256,998,523	146,740,531	133.1
資本合計	9,989,092,163	3,262,650,584	3,408,322,839	145,672,255	4.5
負債資本合計	11,256,745,067	9,558,805,734	9,751,117,063	192,311,329	2.0

(参考) 給水の状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対前年度増減	
	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	%
年間総給水量	14,883,937	14,285,652	14,355,663	70,011	0.5
一日平均給水量	40,777	39,139	39,223	84	0.2
契約水量(日量)	38,431	38,431	39,231	800	2.1

イ 意見書の内容

審査の方法	平成27年度の岩手県工業用水道事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
審査意見	<p>○経営の状況 平成27年度の総収支の状況は、事業収益9億4,007万7,960円に対し、事業費用7億9,333万7,429円で、純利益1億4,674万531円を確保した。 事業収益は、給水に係る営業収益において、超過水量の減などにより前年度に比べ580万円余減少した。事業外収益は、ろ過施設維持のための負担金収入や、未利用資産の売却益などにより4,777万円余増加した。退職給付引当金の戻入714万円余の特別利益を加えた結果、全体では前年度に比べ4,883万円余増加した。 事業費用は、営業費用が固定資産除却費の増などにより前年度に比べ5,208万円余増加した。財務費用は支払利息の減により573万円余減少し、地方公営企業会計基準の見直しに伴う退職給付引当金の繰入などによる特別損失が皆減となったことなどから、全体では前年度に比べ1,644万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比6,527万円余増加した。</p> <p>○審査意見 平成27年度は、営業収益が超過水量の減などにより減少したが、本業に係る経常損益においては、前年度を下回ったものの、引き続き利益を確保するなど経営努力が認められる。 しかしながら、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、施設の老朽化対策に係る修繕費の増加等により、厳しい状況が続くと見込まれることから、一層の経営の安定化に向けて、施設の更新、改良、修繕を計画的かつ効率的に実施するよう努められたい。 また、今後の経営に当たっては、ユーザー企業の活動などに支障が生じないよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、企業誘致担当部局との連携を図りながら、新たな需要を開拓するなど、契約水量の増加に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を通じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 平成28年9月27日



## 8 定額資金運用基金運用状況審査

### (1) 平成27年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要

ア 審査の対象  
自治振興基金

区分	平成27年度	平成26年度	比較増減
基前年度末貸付現在額	7,706,000,000 円	9,506,000,000 円	△ 1,800,000,000 円
当年度の状況	4,388,943,071	5,490,651,540	△ 1,101,708,469
貸付額	674,400,000	170,400,000	504,000,000
貸還額	691,288,238	1,272,108,469	△ 580,820,231
当年度末貸付現在額	4,372,054,833	4,388,943,071	△ 16,888,238
当年度末貸付資金残額	3,333,945,167	5,117,056,929	△ 1,783,111,762

岩手競馬再生推進基金

区分	平成27年度	平成26年度	比較増減
基前年度末貸付現在額	27,750,000,000 円	27,750,000,000 円	
当年度の状況	24,124,545,680	24,574,545,680	△ 450,000,000
貸付額	36,249,091,360	36,249,091,360	
貸還額	36,699,091,360	36,699,091,360	
当年度末貸付現在額	23,674,545,680	24,124,545,680	△ 450,000,000
当年度末貸付資金残額	4,075,454,320	3,625,454,320	450,000,000

土地開発基金

区分	平成27年度	平成26年度	比較増減
基前年度末用地付現在高	2,200,000,000 円	2,200,000,000 円	
当年度の状況	1,923,480	1,923,480	△ 1,923,480
用地取得額	66,702,090		66,702,090
引渡額		1,923,480	△ 1,923,480
貸付額	66,702,090		66,702,090
貸還額			
当年度末用地付現在高	66,702,090		66,702,090
当年度末貸付現在額	2,133,297,910	2,200,000,000	△ 66,702,090

用品調達基金

区分	平成27年度	平成26年度	比較増減
基金額 (a)	50,000,000 円	50,000,000 円	
用品購入額 (b)	3,764,892,996	4,111,848,516	△ 346,955,520
払出額 (c)	3,764,892,996	4,111,848,516	△ 346,955,520
年度末在庫額 (b)-(c) (d)			
払出価額 (e)	3,764,892,996	4,111,848,516	△ 346,955,520
運用益金 (e)-(c) (f)			
運用益率 (f)/(c)			
回転数 (c)/(a)	75.3回	82.2回	△ 6.9回

美術品取得基金

区分	平成27年度	平成26年度	比較増減
基金額	500,000,000 円	500,000,000 円	
基前年度末美術品現在高	210,902,500	179,402,500	31,500,000
当年度の状況	24,481,400	31,500,000	△ 7,018,600
美術品取得額			
美術品引渡額			
当年度末美術品現在高	235,383,900	210,902,500	24,481,400
当年度末資金残額	264,616,100	289,097,500	△ 24,481,400

イ 意見書の内容

審査の方法	平成27年度定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施した。
審査の結果及び意見	平成27年度定額資金運用基金の運用状況は、計数は正確であり、基金設置の趣旨に沿い、適正に運用されているものと認められた。

※意見書提出年月日 平成28年9月27日

## 9 財政健全化審査

### (1) 平成27年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。					
審査の結果	1 審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。					
	健全化判断比率	平成27年度	平成26年度	増 減	早期健全化基	財政再生基準
	実質赤字比率	— %	— %	— %	3.75%	5.00%
	連結実質赤字比率	— %	— %	— %	8.75%	15.00%
	実質公債費比率	20.5%	20.4%	0.1%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	224.6%	236.3%	△11.7%	400.0%	
※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置期間の終了により24年度の審査(対象23年度)から15%となっている。						
2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったことから算定されなかった。実質公債費比率は20.5%となり、前年度に比べ0.1ポイント増加したが、早期健全化基準の25.0%を4.5ポイント下回っている。将来負担比率は224.6%となり、前年度に比べ11.7ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を175.4ポイント下回っている。						

#### (参考1)

1 財政健全化法の概要	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。 各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。
2 財政の早期健全化	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告する。また、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表する。
3 財政の再生	健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければならない。 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣に報告する。なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表する。 また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

#### (参考2)

##### 健全化判断比率の対象範囲

一般会計等	特別会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	比 率 資 金 不 足
		母子父子寡婦福祉資金						
		農業改良資金						
		中小企業振興資金						
		証紙収入整理						
		沿岸漁業改善資金						
		土地先行取得事業						
		県有林事業						
		林業・木材産業資金						
		公債管理						
公営事業会計	公営事業会計	法適用企業	工業用水道事業	将来負担比率	比 率 資 金 不 足			
			電気事業					
			病院事業					
		法非適用企業	流域下水道事業					
			港湾整備事業					
一部事務組合	岩手県競馬組合							
地方公社	岩手県土地開発公社							
	岩手県工業技術センター							
地方独立行政法人	岩手県立大学							
	クリーンいわて事業団							
第三セクター等	岩手県農業公社							
	岩手県信用保証協会							
	岩手県漁業信用基金協会							
	いわて産業振興センター							

(参考3)

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$																													
○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額	— 千円	剰余金 25,452,155千円																											
一般会計等に係る特別会計：	<table border="0"> <tr><td>母子父子寡婦福祉資金特別会計</td><td>実質赤字額</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>農業改良資金等特別会計</td><td></td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>中小企業振興資金特別会計</td><td></td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>証紙収入整理特別会計</td><td></td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>沿岸漁業改善資金特別会計</td><td></td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>土地先行取得事業特別会計</td><td></td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>県有林事業特別会計</td><td></td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>林業・木材産業資金特別会計</td><td></td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>公債管理特別会計</td><td></td><td>— 千円</td></tr> </table>	母子父子寡婦福祉資金特別会計	実質赤字額	— 千円	農業改良資金等特別会計		— 千円	中小企業振興資金特別会計		— 千円	証紙収入整理特別会計		— 千円	沿岸漁業改善資金特別会計		— 千円	土地先行取得事業特別会計		— 千円	県有林事業特別会計		— 千円	林業・木材産業資金特別会計		— 千円	公債管理特別会計		— 千円	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	実質赤字額	— 千円																											
農業改良資金等特別会計		— 千円																											
中小企業振興資金特別会計		— 千円																											
証紙収入整理特別会計		— 千円																											
沿岸漁業改善資金特別会計		— 千円																											
土地先行取得事業特別会計		— 千円																											
県有林事業特別会計		— 千円																											
林業・木材産業資金特別会計		— 千円																											
公債管理特別会計		— 千円																											
○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模	406,526,998千円																												
《算定》 一般会計の剰余金 25,452,155千円⇒実質赤字額なし																													
$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{一般会計等に係る特別会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (①+②+③)}}$																													
<table border="0"> <tr><td>① 標準税収入額等</td><td>155,188,633千円</td></tr> <tr><td>② 普通交付税額</td><td>214,463,386千円</td></tr> <tr><td>③ 臨時財政対策債発行可能額</td><td>36,874,979千円</td></tr> </table>	① 標準税収入額等	155,188,633千円	② 普通交付税額	214,463,386千円	③ 臨時財政対策債発行可能額	36,874,979千円		※実質赤字額がないので「-」表示となる (分子の剰余金を計算すると△6.26%)																					
① 標準税収入額等	155,188,633千円																												
② 普通交付税額	214,463,386千円																												
③ 臨時財政対策債発行可能額	36,874,979千円																												

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$																																
○ 連結実質赤字額：①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額																																
① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質赤字額の合計額																																
② 公営企業に係る特別会計の資金不足額の合計額																																
③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字額の合計																																
④ 公営企業に係る特別会計の資金剰余額の合計額																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①実質赤字額・②資金不足額（千円）</th> <th>③実質黒字額・④資金剰余額（千円）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計等</td> <td>—</td> <td>25,452,155 (26,212,488)</td> <td>歳入-歳出（翌年度繰越等控除）</td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td>—</td> <td>16,839,913 (19,966,434)</td> <td rowspan="2">流動資産-流動負債 - 地方債現在高</td> </tr> <tr> <td>電気事業</td> <td>—</td> <td>16,015,857 (14,260,173)</td> </tr> <tr> <td>工業用水道事業</td> <td>—</td> <td>399,980 (422,868)</td> <td rowspan="2">歳入-歳出-地方債現在高 (歳入+土地収入見込額) - (歳出+地方債残高)</td> </tr> <tr> <td>流域下水道事業</td> <td>—</td> <td>592,865 (1,179,277)</td> </tr> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td>—</td> <td>1,515,510 (1,390,118)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>60,816,280 (63,431,358)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		①実質赤字額・②資金不足額（千円）	③実質黒字額・④資金剰余額（千円）	備考	一般会計等	—	25,452,155 (26,212,488)	歳入-歳出（翌年度繰越等控除）	病院事業	—	16,839,913 (19,966,434)	流動資産-流動負債 - 地方債現在高	電気事業	—	16,015,857 (14,260,173)	工業用水道事業	—	399,980 (422,868)	歳入-歳出-地方債現在高 (歳入+土地収入見込額) - (歳出+地方債残高)	流域下水道事業	—	592,865 (1,179,277)	港湾整備事業	—	1,515,510 (1,390,118)		計	0	60,816,280 (63,431,358)		
	①実質赤字額・②資金不足額（千円）	③実質黒字額・④資金剰余額（千円）	備考																													
一般会計等	—	25,452,155 (26,212,488)	歳入-歳出（翌年度繰越等控除）																													
病院事業	—	16,839,913 (19,966,434)	流動資産-流動負債 - 地方債現在高																													
電気事業	—	16,015,857 (14,260,173)																														
工業用水道事業	—	399,980 (422,868)	歳入-歳出-地方債現在高 (歳入+土地収入見込額) - (歳出+地方債残高)																													
流域下水道事業	—	592,865 (1,179,277)																														
港湾整備事業	—	1,515,510 (1,390,118)																														
計	0	60,816,280 (63,431,358)																														
○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模	406,526,998千円																															
《算定》																																
$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①実質赤字額} + \text{②資金不足額} - \text{③実質黒字額} + \text{④資金剰余額}}{\text{標準財政規模}}$																																
		※実質赤字額がないので「-」表示となる (分子の剰余金を計算すると△14.95%)																														

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。(地方財政法)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3ヵ年平均)

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
  - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額
  - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金  
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業など
  - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金  
対象組合等：岩手県競馬組合
  - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額  
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
- 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

#### 実質公債費比率の内訳

(単位：千円)

構成要素	平成27年度 A	平成26年度 B	平成25年度 C	平成24年度 D
分子 ①=②+③-④-⑤	65,701,832	68,987,741	67,171,483	63,800,525
② 地方債の元利償還金	130,106,588	132,812,644	127,745,299	123,401,006
③ 準元利償還金	11,948,179	11,365,567	13,573,417	13,219,593
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	897,000	863,667	830,333	797,000
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	10,094,497	9,140,531	10,640,092	9,604,664
病院事業	7,747,510	6,897,449	8,326,738	7,263,800
電気事業	0	0	0	50
工業用水道事業	15,378	0	0	17
流域下水道事業	844,636	763,214	745,250	808,205
港湾整備事業	1,099,391	1,071,814	1,139,394	1,082,998
(臨海土地造成事業)	387,582	408,054	428,710	449,594
(特定環境保全公共下水道事業)				
(漁業集落排水施設)				
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金				
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	955,046	1,359,428	2,100,433	2,815,173
PFI事業に係るもの				
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業、(独)緑資源機構等の行う事業に対する負担金	955,044	1,277,272	2,052,107	2,804,407
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料				
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの	0	82,145	48,305	10,664
利子補給に係るもの	2	11	21	102
一時借入金の利子	1,636	1,941	2,559	2,756
④ 特定財源(貸付金の元利償還金及び県営住宅使用料)	1,185,283	1,352,163	1,227,108	1,281,579
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	75,167,652	73,838,307	72,920,125	71,538,495
分母 ⑥=⑦-⑧	331,359,346	324,196,844	325,757,421	328,358,786
⑦ 標準財政規模	406,526,998	398,035,151	398,677,546	399,897,281
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	75,167,652	73,838,307	72,920,125	71,538,495
実質公債費比率 ①/⑥	19.82797%	21.27958%	20.62009%	19.43013%

実質公債費比率  
平成27年度の数値(平成25～27の平均)

20.5%

20.4%

H24～26の平均

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。  
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：ア～クの合計額
  - ア 一般会計等の年度末地方債現在高
  - イ 債務負担行為に基づく支出予定額
  - ウ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額  
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業
  - エ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額  
対象組合等：岩手県競馬組合
  - オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
  - カ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
  - キ 連結実質赤字額
  - ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額  
対象組合等：岩手県競馬組合
- 充当可能基金額：ア～カに充てることができる基金
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額  
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額  
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金  
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

将来負担比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	平成27年度	構成比	平成26年度	差引	備考
分子 ①=②-⑩-⑫-⑬	744,333,900		766,340,140	△ 22,006,240	
② 将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,710,137,601	100.0%	1,753,381,615	△ 43,244,014	
③ 一般会計等の年度末地方債現在高	1,439,973,148	84.2%	1,480,364,932	△ 40,391,784	
④ 債務負担行為に基づく支出予定額	5,626,442	0.3%	7,778,318	△ 2,151,876	
PFI事業に係るもの					
利便施設及び公共施設を買い取るもの					
国営土地改良事業に係るもの (かんがい排水事業、農地開発事業、農地再編整備事業、農用地総合整備事業)	3,741,609		5,404,077	△ 1,662,468	債務負担行為を設定
森林総合研究所等が行う事業に係るもの (農用地総合整備事業、旧緑資源幹線林道事業)	1,884,833		2,080,186	△ 195,353	全事業に債務負担行為を設定
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料					
依頼土地の買い戻しに係るもの					
その他これらに準ずるもの	0		294,055	△ 294,055	宮古地区千徳合同公舎2号棟賃貸借など
⑤ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	87,973,832	5.1%	85,705,281	2,268,551	地方債償還に係る一般会計等からの繰入金
病院事業	70,646,349		67,637,523	3,008,826	
電気事業					
工業用水道事業	51,794		0	51,794	
流域下水道事業	9,548,368		9,631,354	△ 82,986	
港湾整備事業	7,727,321		8,436,404	△ 709,083	
⑥ 組合等が拠出した地方債の元利償還に充当する県からの負担等見込額		0.0%		0	
⑦ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)	176,451,036	10.3%	178,732,384	△ 2,281,348	一般会計等対象職員数18,242人
⑧ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	113,143	0.0%	800,700	△ 687,557	
土地開発公社					
岩手県工業技術センター					
岩手県立大学					
クリーンいわて事業団	91,280		776,620	△ 685,340	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県農業公社	21,863		24,080	△ 2,217	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県信用保証協会				0	損失補償実行率:0.1%
岩手県漁業信用基金協会				0	
岩手県産業振興センター				0	
⑨ 連結実質赤字額	0	0.0%	0	0	
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0	0.0%	0	0	負担額と同額を基金から貸付(一般会計等負担なし)
⑩ 岩手県競馬組合					
⑪ 充当可能基金額	103,013,222	6.0%	110,326,101	△ 7,312,879	
財政調整基金	28,335,941		29,102,904	△ 766,963	
減債基金	30,728,064		35,145,020	△ 4,416,956	
国民健康保険広域化等支援基金	585,815		0	585,815	(H27新規)
地域振興基金	3,361,173		3,359,018	2,155	
東日本大震災津波復興基金	12,764,839		16,106,286	△ 3,341,447	
産業振興基金	0		0	0	
いわて社会貢献・復興活動支援基金	286,807		284,766	2,041	
岩手県国民体育大会運営基金	6,748,178		6,200,220	547,958	
いわて銀河鉄道経営安定化基金	157,261		93,303	63,958	
環境保全基金	221,853		223,309	△ 1,456	
地域医療介護総合確保基金	412,601		46,086	366,515	
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	112,304		112,232	72	
国民健康保険財政安定化基金	195,400		0	195,400	(H27新規)
子育て支援対策臨時特例基金	0		0	0	
ふるさと水と土保全基金	527,115		523,580	3,535	
県営林造成基金	363,849		236,972	126,877	
公営林造成基金	52,912		38,386	14,526	
いわての森林づくり基金	1,119,271		769,728	349,543	
学校施設設備基金	5,732		5,727	5	
いわての学び希望基金	7,176,794		6,796,956	379,838	
土地開発基金	2,133,298		2,200,000	△ 66,702	
自治振興基金	3,333,945		5,117,057	△ 1,783,112	
用品調達基金	50,000		50,000	0	
美術品取得基金	264,616		289,097	△ 24,481	
岩手競馬再生推進基金	4,075,454		3,625,454	450,000	
⑫ 特定財源見込額	50,707,909	3.0%	48,776,879	1,931,030	
国庫支出金	1,758,524		2,722,739	△ 964,215	国営土地改良事業負担金、森林総合研究所国営土地改良事業負担金
地方債を財源とする貸付金の償還金	40,303,685		39,398,773	904,912	ふるさと融資元金償還金、中小企業高度化資金貸付金償還金など
公営住宅の賃借料等	8,645,700		6,655,367	1,990,333	
臨時地方道整備事業債等に係る県負担金					
その他					
⑬ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	812,082,570	47.5%	827,938,495	△ 15,855,925	
分母 ⑭=⑮-⑯	331,359,346		324,196,844	7,162,502	
⑮ 標準財政規模	406,526,998		398,035,151	8,491,847	
⑯ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	75,167,652		73,838,307	1,329,345	
<b>将来負担比率 ①/⑭</b>	<b>224.6%</b>		(236.3%)		

**(2) 平成27年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要**

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された平成27年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。				
審査の結果	1 審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。				
	会 計 名	平成27年度	平成26年度	増 減	経営健全化基準
	岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	— %	20.0%
	岩手県港湾整備事業特別会計	— %	— %	— %	20.0%
	岩手県立病院等事業会計	— %	— %	— %	20.0%
	岩手県電気事業会計	— %	— %	— %	20.0%
	岩手県工業用水道事業会計	— %	— %	— %	20.0%
2 資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。					

**(参考)**

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。  
平成27年度においては、次のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しない。

**資金不足比率**

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額＝流動負債等＋算入地方債の現在高－流動資産等（一解消可能資金不足額）

対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業

(法非適用企業) 《非宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等（一解消可能資金不足額）

対象公営企業：流域下水道事業

《宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額（一解消可能資金不足額）

ただし、歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額＋地方債残高>0のとき資金不足額は0とする。

対象公営企業：港湾整備事業

※ 算入地方債の現在高：建設事業以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（本県には該当なし）

○ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

《算定》

(単位：千円、%)

会 計 名	① 資金不足額	②事業規模	資金不足比率①/②	平成26年度	増 減
流域下水道事業	(△592,865)	3,750,890	(△15.8)	(△22.5)	(6.7)
港湾整備事業	(△2,385,075)	298,058	(△800.2)	(△747.8)	(△52.4)
病院事業	(△16,839,913)	87,902,370	(△19.1)	(△22.8)	(3.7)
電気事業	(△16,015,857)	4,842,320	(△330.7)	(△302.7)	(△28.0)
工業用水道事業	(△399,980)	844,821	(△47.3)	(△49.6)	(2.3)

※資金不足額がないので「－」表示となる

## 10 監査の組織体制

### (1) 監査委員

区分	氏名	任期
議会選出 委員	たかほし ほんめ 高橋 元	平成27年9月24日 ~
	さが いちろう 嵯峨 壺朗	平成27年9月24日 ~
識見委員	よしだ まさし 吉田 政司	平成26年4月1日 ~ 平成30年3月31日
	くどう ようこ 工藤 洋子	平成26年4月1日 ~ 平成30年3月31日

### (2) 監査委員事務局組織

